

## 佐久市特別職報酬等審議会（第1回）次第

日時：令和元年10月1日（火）

午後3時から

場所：市役所 議会棟 全員協議会室

（辞令交付）

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 会長の選任について

5 諮 問

6 議 事

（1）諮問事項について

（2）その他

7 閉 会

## 佐久市特別職報酬等審議会

### 1 職務

市長の諮問に応じ、佐久市議会の議員の議員報酬等の額について審議する。

### 2 組織

- (1) 審議会は、委員10人をもって組織する。
- (2) 委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者その他市民のうちから、必要の都度、市長が任命する。
- (3) 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。
- (4) 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

### 3 委員名簿（五十音順）（敬称略）

氏名	役職等
安部 和重	公募委員
小池 久己	関東信越税理士会佐久支部理事
小林 勉	長野県社会保険労務士会東信支部副支部長
鷹野 與一	公募委員
高橋 和裕	日本郵政グループ労働組合長野連絡協議会議長
土屋 均	佐久商工会議所監事
中島 瑞枝	元公平委員
丸山 和之	佐久市区長会長
元吉 純子	佐久市男女共生ネットワーク監事
柳澤 正文	佐久浅間農業協同組合常務理事

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、佐久市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、佐久市議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「特別職報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該特別職報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者その他市民のうちから、必要の都度、市長が任命する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第2条の規定により選任されたものとみなされる副市長で、平成19年6月1日に在職するものに、第2条の規定による改正後の佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の規定により支給する期末手当の額の算定については、新条例第5条の規定によりその例によることとされる佐久市職員の給与に関する条例（平成17年佐久市条例第45号）第41条第1項に規定する在職期間に、この条例の施行の日前に助役として在職していた期間を通算して、新条例第4条の規定を適用する。

附 則（平成20年9月30日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第39号抄）

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

# 佐久市特別職報酬等審議会 資料 1

## 目 次

1	検討の経過	1
2	市民意見交換会での説明資料	2
3	市民意見交換会でのアンケート結果	20
4	議員年収と手取り額の推移	24
5	議員報酬 9万都市報酬額の比較	26
6	議員報酬 県内同規模市との比較	27
7	正副議長報酬 県内19市の状況	28
8	正副議長報酬 9万都市の状況	30

## 検討の経過

平成30年8月10日	検討会議 発足(副議長及び会派代表5名で構成)
9月14日	第2回検討会議 検討の方法について 等
10月16日	第3回検討会議 会派ごとの協議結果の確認 等
11月8日	第4回検討会議 議員活動量調査等について 等
10月～12月の3か月間	議員活動量調査を実施 全議員が活動時間を記録、集計
12月19日	第5回検討会議 議員間討議、市民意見交換会について 等
平成31年1月15日	第6回検討会議 議員活動量調査の結果確認 等
1月18日	全員協議会で議員間討議を実施
1月30日	第7回検討会議 議員間討議の結果について 等
2月4日	第8回検討会議 市民意見交換会について
2月7日～2月11日	市内7会場で、市民意見交換会「議会と語ろう会(テーマ:議員報酬について)」を実施 参加者129名
3月12日	第9回検討会議 市民意見交換会の意見について 等
3月25日	第10回検討会議 会派協議結果について 等
4月18日	政策討論会 開催 定数・報酬について討議
4月22日	第11回検討会議 市長申入れについて 等
4月26日	全員協議会 市長申入れ内容について確認
5月 8日	市長に対し、特別職報酬等審議会の開催及び議員報酬の額についての諮問を申入れ
5月16日	第12回検討会議 正副議長報酬額について 等
5月24日	市長に対し、正副議長報酬額の検討結果について、追加の資料提供

# 市民代表としての 議会形成のために

議員報酬等を市民と  
共に考える

平成31年2月 佐久市議会 議会と語ろう会

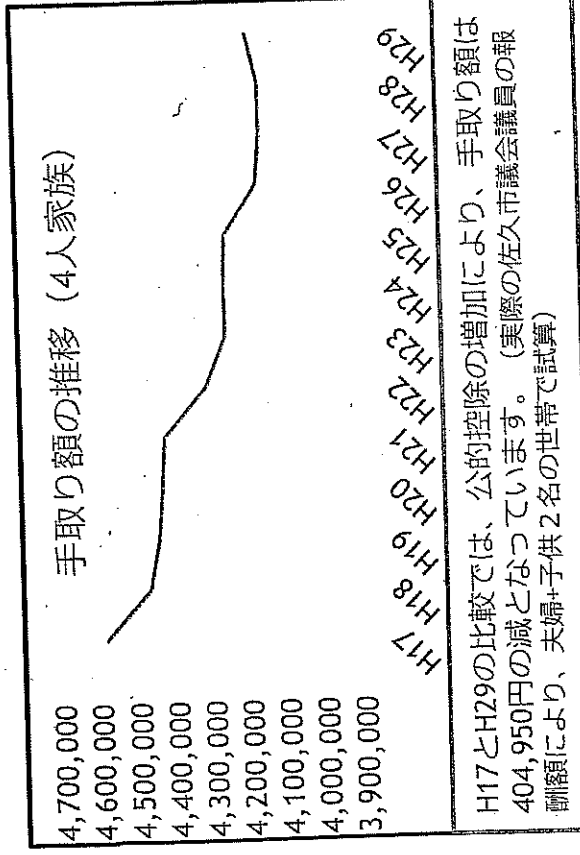


# 地方議会をめぐり現状

## 議員活動の現状

定数の削減、議会改革による議会活動の活発化に伴い、活動量が増加し、他に仕事をもちながら議員として活動することは困難になっています。議員報酬は合併時から据え置きとなっていますが、公的控除は増え、手取り額は減少しているのも実情としてあります。その上、市議会議員は、社会保険制度や、退職金がありません。

	社会保険制度	退職金
市議会議員	×	×
市長	○	○
市職員	○	○



果たしてこれで、若い世代が立候補してくれるでしょうか？



# 議員報酬の検討について

## 検討の背景

- ①議会機能の強化 → 議員活動の増加、専門知識が今まで以上に求められている → 兼業が難しい状況に
- ②地方議員のなり手不足が全国的な課題（若年層の参加が少ない）

## 検討の目的・考え方

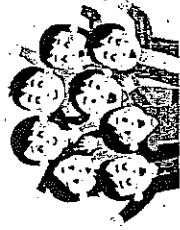
議会・議員の活動について明確にする。



平成17年※から変わっていない議員報酬（349,000円）を活動量に見合った額にする。

（※旧佐久市の議会としては、平成10年の時点から改定されていない状況）

志ある者が立候補できる環境を！



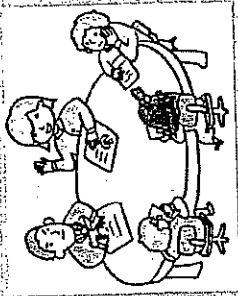
# 議員定数の検討について

## 検討の考え方

議員報酬の検討で、議会・議員の活動の在り方を明らかにする。



必要な議員の人数についても同時に検討を行う。



○議会基本条例より

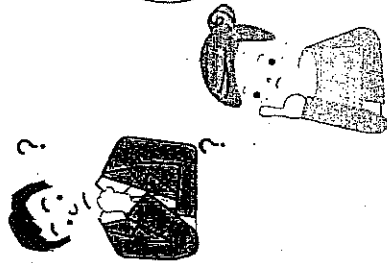
第22条 議員定数の改正に当たっては、議会に課せられた使命を検証するとともに(略)、市民の意見を聴取するものとする。

# 本日の意見交換のテーマ

年齢・性別・職業に限られることなく、志のある様々な人が議員を目指す環境として

①報酬はどうかあればよいか？

②定数はどうかあればよいか？



「自治の担い手」不足への危機感が県内でも広がっています。

## 議員なり手不足 県内50議会「対策」

### 77市町村アンケート 27議会検討組織

#### 市会レベルに課題拡大

県内市町村議会議員のなり手不足が深刻化している。自治体の課題として、市会レベルに拡大している。自治体の課題として、市会レベルに拡大している。自治体の課題として、市会レベルに拡大している。

朝日新聞 信濃版 19日(木) 1面

【平成31年1月3日 (木) 信濃毎日新聞1面より抜粋】

佐久市を含めた県内50議会が、検討組織を立ち上げるなど具体的な対策に乗り出しています。

議員のなり手不足対策に乗り出した県内議会。議員のなり手不足対策に乗り出した県内議会。議員のなり手不足対策に乗り出した県内議会。議員のなり手不足対策に乗り出した県内議会。

# 今回の検討までの経過

## 議員定数の経過

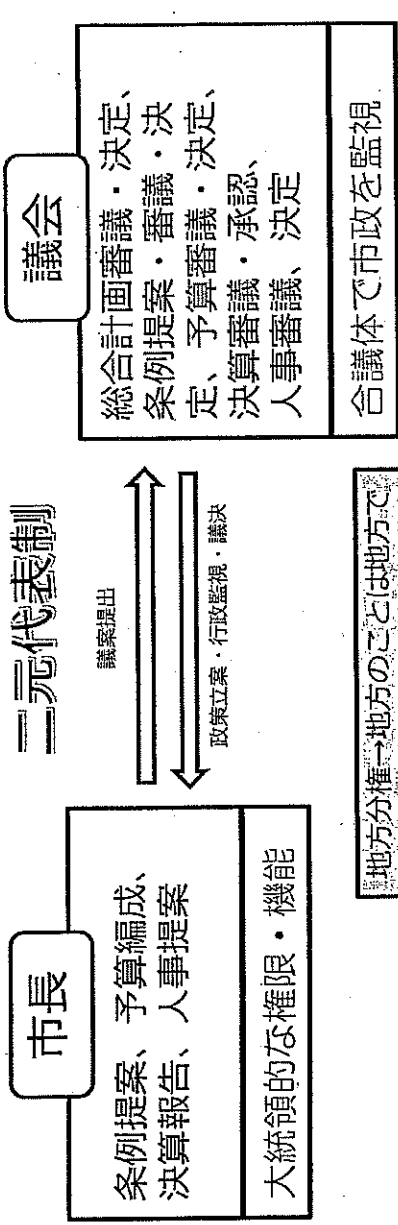
- 平成17年（新市合併時） 34人（当時の地方自治法の法定上限数）  
平成21年 28人（議会改革研究会での検討による）  
平成29年 26人（議会改革特別委員会での検討等による）

## 議員報酬の経過

- 平成17年（新市合併時） 合併当初より現在まで改定なし（月額349,000円）  
平成22年度の報酬等審議会において「据え置き」答申  
平成29年度の報酬等審議会においても「据え置き」答申

【報酬等に関する検討会議】（副議長及び各党派からの代表者5名により構成）  
→平成30年8月から毎月開催し、7回にわたり、調査研究、協議検討を実施  
【全議員による議員間討議】  
→定数、報酬に対する議員個々の考え方を明確に表明し、意見を交換することで、  
議会としての考え方を明確化  
【議会と語るう会（テーマ：議員報酬）】2/7～2/11までに7会場で実施

# 地方議会の役割は変化している



地方分権→地方のことは地方で決める→議決範囲の拡大と議決責任の拡大

## 議会の役割

**市当局の監視・チェック**

- ・地域要望を市当局へ伝達・具現化
- ・地域行事への参加
- ・冠婚葬祭への出席
- ・ボランティア活動

**市当局の監視・チェック**

立法機関としての  
 ・意思決定  
 ・政策提案  
 (条例提出・制定、政策提言)  
 ・民意の集約(議会と語るらるる会)



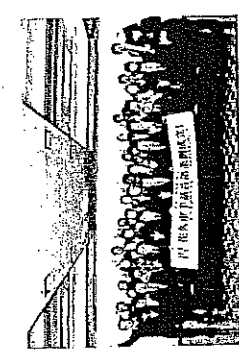
- ・地域要望を市当局へ伝達・具現化
- ・地域行事への参加
- ・冠婚葬祭への出席
- ・ボランティア活動

# 議会改革の主な取り組み

議会改革度調査2017ランキング  
**108位 / 1,318議会**  
 (2010年度は236位 / 1,356議会)  
 (早稲田大学マクロメディア研究部調査)

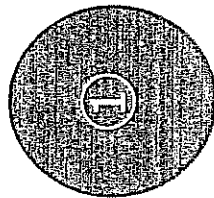
年度 市政の監視 政策立案 広報広聴 その他

H21	議会改革特別委員会の設置		
H22	一問一答方式、再通告制度 導入	委員会の議案提出制度化、政治倫理条例の制定	常任委員会等 公開
H23			広報広聴特別委員会の設置、議会報告・意見交換会開始
H25	反問権、政策討論会、質問者・陳情者の趣旨説明などの制度化		議会議務局体制の充実
H26	当初予算説明会開催		
H27	決算説明会 開催		インターネット中継 政策検討会の設置開始
H28	決算特別委員会設置	佐久市清酒の普及の促進に関する条例 制定	
H29		佐久市手話言語条例 制定	長期欠席議員の報酬削減 (条例制定)
H30		政策討論会 実施 政策提言 (2件)	
H31	予算、決算審査の在り方について検討中		議会モニター制度 (検討中)

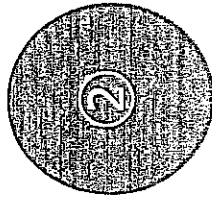




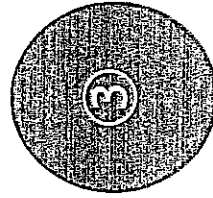
# 議員報酬を考える視点



活動量からの算出



他議会との比較



公務員との比較



# 佐久市議会議員の活動量の実態

平成30年10月から12月までの全議員の活動時間を調査集計

区分	項目	10月～12月の活動時間 合計の平均値(時間)
1	本会議、委員会、議会に関する会議、行事等	83
2	会派活動、正副議長の公務、議会選出の公職(監査委員、一部事務組合議会)、委員派遣出張、政務調査活動等	138
3	公的行事、地域行事等への来賓出席	50
4	市民相談及び請願・陳情対応	24
5	政党活動、後援会活動、選挙・政治活動	69
6	その他の活動(ボランティア活動等)	40
	3か月計の平均時間	403

1年に換算すると、403時間×4＝年間1,612時間、日数にして1,612÷8時間＝201日を、年間で議員としての活動にあてると試算されます。



# 活動実態から議員報酬を考える

全国町村議会議長会の報酬検討方式案※を参考に、市長の活動量と比較し、検討のひとつの材料とする

(※平成30年3月に全国町村議会議長会の「町村議会議長の議員報酬等のあり方検討委員会」が行った中間報告において示された議員報酬の算定の手法(仮)。全国町村議会の現状調査や、先駆的な取り組みを勘案する中で提示されたもの)

市長の平成30年10月から12月までの活動量 846時間  
日数にして105日 年間で換算すると420日(稼働)

議員平均年間活動日数 ÷ 市長年間活動日数 × 100  
= 201日 ÷ 420日 ≒ 47%

議長報酬月額  
市長給料月額969,000円 × 47% = 455,430円 > 349,000円

(市長は常勤の特別職であり、職務権限も議員とは明らかに違いませんが、議会も予算や総合計画の基本構想についての議決権限があり、重要な責務を負っていることや、選挙によって公選されていることなどとも勘案し、上記試算による金額を議員報酬の上限のひとつの目安として考えます。)

# 他議会との比較

(報酬)

佐久市の人口 287位 / 814団体  
現在の報酬 590位 / 814団体  
(349,000円) (全国の市議会814)

## ①類似団体

(11. びらき市議会(10,0170の団体))

佐久市を除く39団体の平均379,949円  
佐久市は 35位 / 40団体

## ②県内19市

佐久市を除く18団体の平均365,739円  
佐久市は11位 / 19団体

## ③北信越69市

佐久市を除く68団体の平均382,396円  
佐久市は44位 / 69団体

## ④議員定数(24~28名)

佐久市を除く161団体の平均433,351円  
佐久市は145位 / 161団体

(全国市議会議長会 平成29年12月31日現在 市議會議員定数・報酬に関する調査結果(ほか))

# 市の職員との比較

佐久市で公表している職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の

状況（平成29年4月1日現在）



大学卒一般行政職 経験年数25～30年 394,955円

（25～30年・・・課長級のイメージ）

議会改革が進んでいる議会の中には、行政の部長・課長と比較することが適当だと検討した議会もあります。

# 議員定数を考える視点

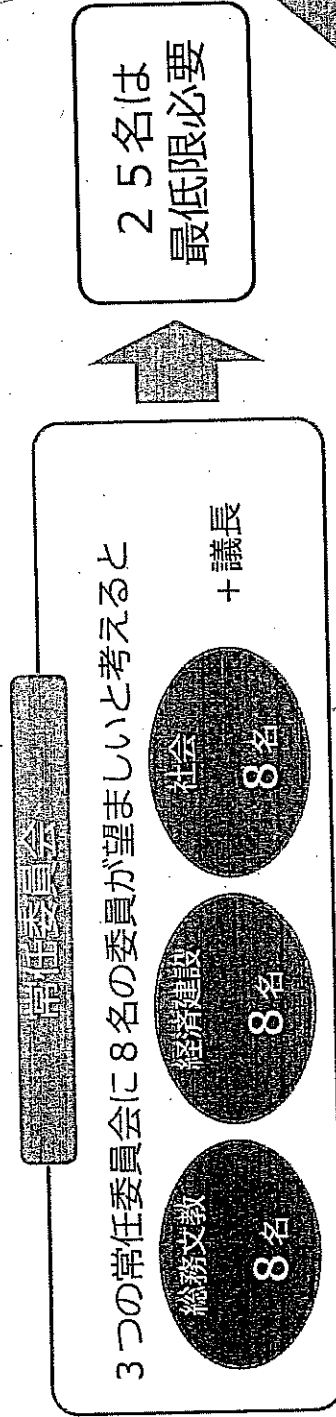
条例・決算・予算・請願の審査、政策提言など、議会において  
専門的・効率的な活動の中心となっているのは、常任委員会



合議体としての  
多様性の確保

常任委員会で十分に議論できる人数が必要

(少なくとも7～8名が妥当と言われている)



(採決に当たり、賛否同数を避けるため、議長を除く議員数が奇数であることが望ましいとされています。)

# 他議会との比較

(定数)

佐久市の人口 287位 / 814団体  
現在の定数 220位 / 814団体  
(全国の市議会814)  
(26人)

## ①類似団体 (人口20万人未満・定数20～50の団体)

佐久市を除く39団体の平均22名

佐久市は 6位 / 40団体

## ②県内19市

佐久市を除く18団体の平均21名

佐久市は5位 / 19団体

## ③北信越69市

佐久市を除く団体の平均22名

佐久市は16位 / 69団体

## ④議員定数77～76名の人口

定数26名の44団体の平均人口 (佐久市除く)  
107,670人 (平均報酬412,927円)

定数24名の52団体の平均人口  
98,460人 (平均報酬409,387円)

定数22名の92団体の平均人口  
79,749人 (平均報酬396,823円)

(佐久市 99,341人 報酬349,000円)

(全国市議会議長会 平成29年12月31日  
現在 市議会議員定数・報酬に関する調  
査結果ほか)

# 議員間討議での意見

全議員 24 名による議員間討議を実施し、報酬・定数に関する考え方を議論しました。

## 報酬増額 (22名)

- ・年金や退職手当などの身分保障がない中で、若い子育て世代や女性など、有能で多様な人材が立候補するためには、現状では生活していける報酬とは言い難い。なり手不足の解消のためには、報酬の増額が必要である。
- ・平成 10 年から報酬が上がっていない。国税や消費税などの公的控除は上がり続け、手取り額が減っている現状の中、昔と比べて、議会活動が活発化し、兼業も困難なうえ、経費が掛かるようになった。
- ・同規模他市と比較しても、金額が低い。
- ・議員初当選で市の課長級レベルの報酬なら十分ではないか。
- ・市民向けに公開する政務活動費を増額して、金額に見合った活動をすればよいのでは。
- ・まずは市民へ説明し理解を得ることが必要。
- ・報酬等審議会の定期開催を求めるとも必要。

## 報酬現状維持 (2名)

## 定数現状維持 (23名)

合併時も旧市町村での議員数からかなり減らしたうえ、合併後も減員してきた。これ以上減らすと、合併で面積が広がったのに、市民の意見を吸い上げて市政へ反映する議員の役割を全うすることがどんどん困難になる。

## 定数減員 (1名)

安曇野市など同規模他市をみて、24名でも議会として活動可能なのではと考える。

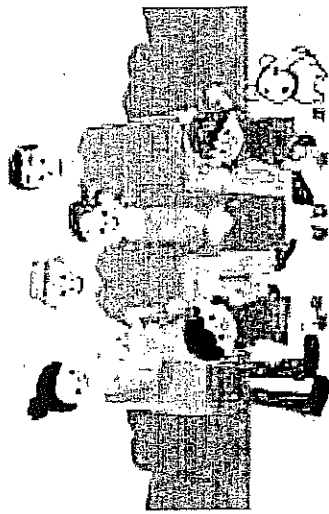
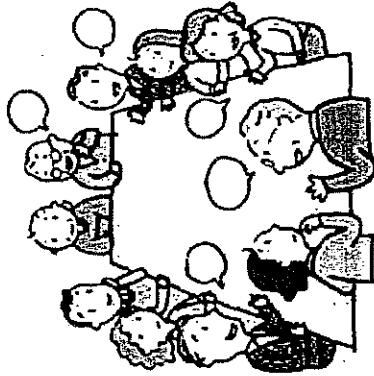


# 本日の意見交換のテーマ

年齢・性別・職業が限られることなく、志のある様々な人が議員を  
目指す環境として

①報酬はどうかあればよいか？

②定数はどうかあればよいか？

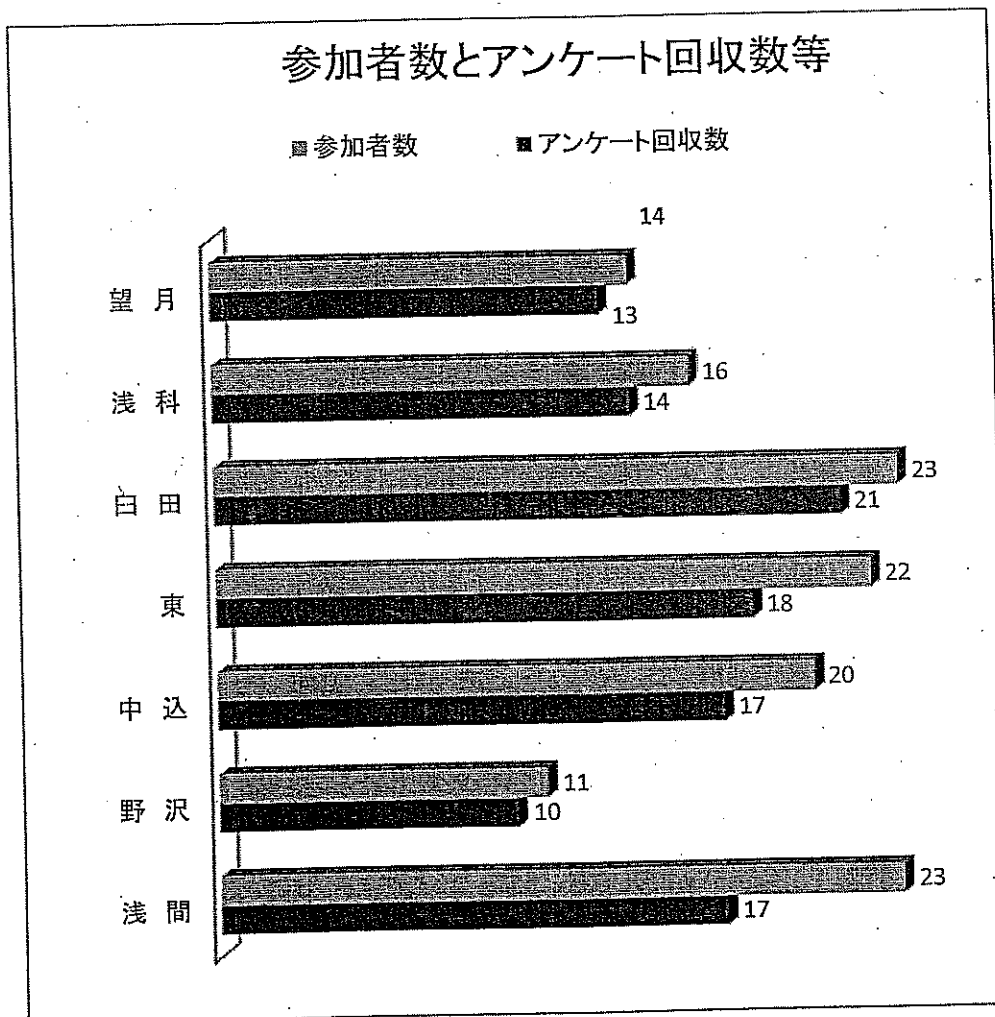


みなさまのご意見を  
お聞かせください。

平成30年度  
佐久市議会「議会と語ろう会」アンケート結果

1. 地区別当日の参加者数及びアンケート回収数等

開催地区名	参加者数	アンケート		開催日
		回収数	回収率	
浅間	23	17	73.9%	2月10日(日)
野沢	11	10	90.9%	2月11日(月)
中込	20	17	85.0%	2月7日(木)
東	22	18	81.8%	2月9日(土)
白田	23	21	91.3%	2月10日(日)
浅科	16	14	87.5%	2月11日(月)
望月	14	13	92.9%	2月11日(月)
計	129	110	85.3%	
平均	18.4	16	86.2%	





※以下は、アンケート回答者を集計した数値であり、当日の参加者実数とは異なります。

## 2. 男女別回答者数

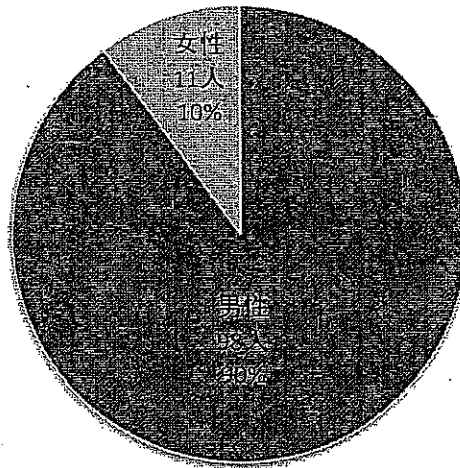
### ①開催地区別

開催地区名	男性	女性	計
浅間	17	-	17
野沢	8	2	10
中込	15	2	17
東	18	-	18
白田	17	3	20
浅科	14	-	14
望月	9	4	13
計	98	11	109

### ②居住地区別

居住地区名	男性	女性	計
浅間	20	-	20
野沢	11	2	13
中込	10	2	12
東	17	-	17
白田	17	3	20
浅科	12	-	12
望月	9	4	13
市外	1	-	1
計	97	11	108

## 男女別回答者数

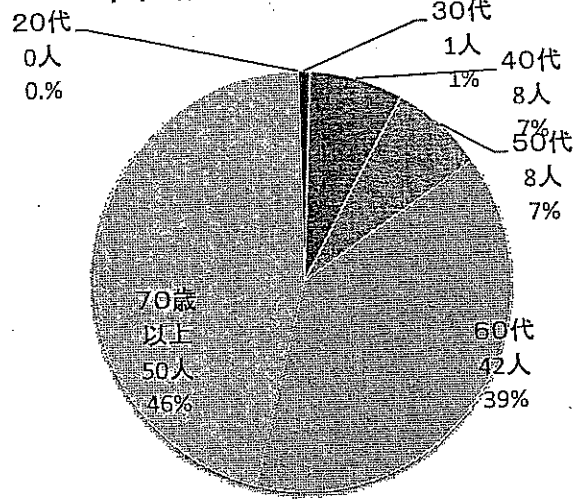


## 3. 年代別回答者数

### ①開催地区別

開催地区名	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	計
浅間	-	-	-	-	-	10	7	17
野沢	-	-	-	1	1	3	5	10
中込	-	-	1	5	-	7	4	17
東	-	-	-	-	2	5	11	18
白田	-	-	-	2	2	4	12	20
浅科	-	-	-	-	1	6	7	14
望月	-	-	-	-	2	7	4	13
計	0	0	1	8	8	42	50	109

### 年代別アンケート回答者数



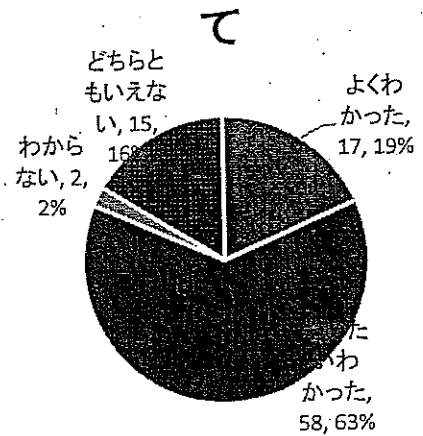
### ②居住地区別

居住地区名	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	計
浅間	-	-	-	-	1	12	7	20
野沢	-	-	-	2	-	5	6	13
中込	-	-	-	3	-	5	4	12
東	-	-	-	-	2	4	11	17
白田	-	-	1	3	2	4	10	20
浅科	-	-	-	-	1	4	7	12
望月	-	-	-	-	2	7	4	13
市外	-	-	-	-	-	-	1	1
計	0	0	1	8	8	41	50	108

### 4.本日の説明について

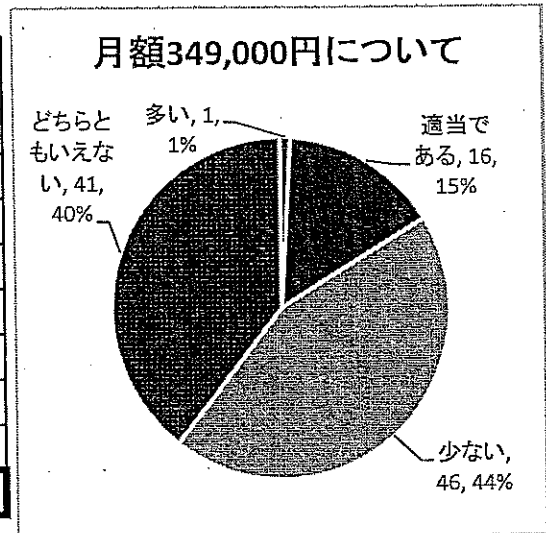
開催地区名	よくわかった	だいたいわかった	わからない	どちらともいえない	計
浅間	1	10	1	-	12
野沢	4	4	-	-	8
中込	1	7	-	6	14
東	3	10	1	1	15
白田	1	13	-	3	17
浅科	2	7	-	3	12
望月	5	7	-	2	14
計	17	58	2	15	92

### 本日の説明について



5. 議員報酬が月額349,000円について

居住地区名	多い	適当である	少ない	どちらともいえない	計
浅間	-	3	13	5	21
野沢	-	2	3	6	11
中込	-	2	2	8	12
東	-	4	7	5	16
白田	-	3	5	12	20
浅科	1	1	6	3	11
望月	-	1	10	1	12
市外	-	-	-	1	1
計	1	16	46	41	104



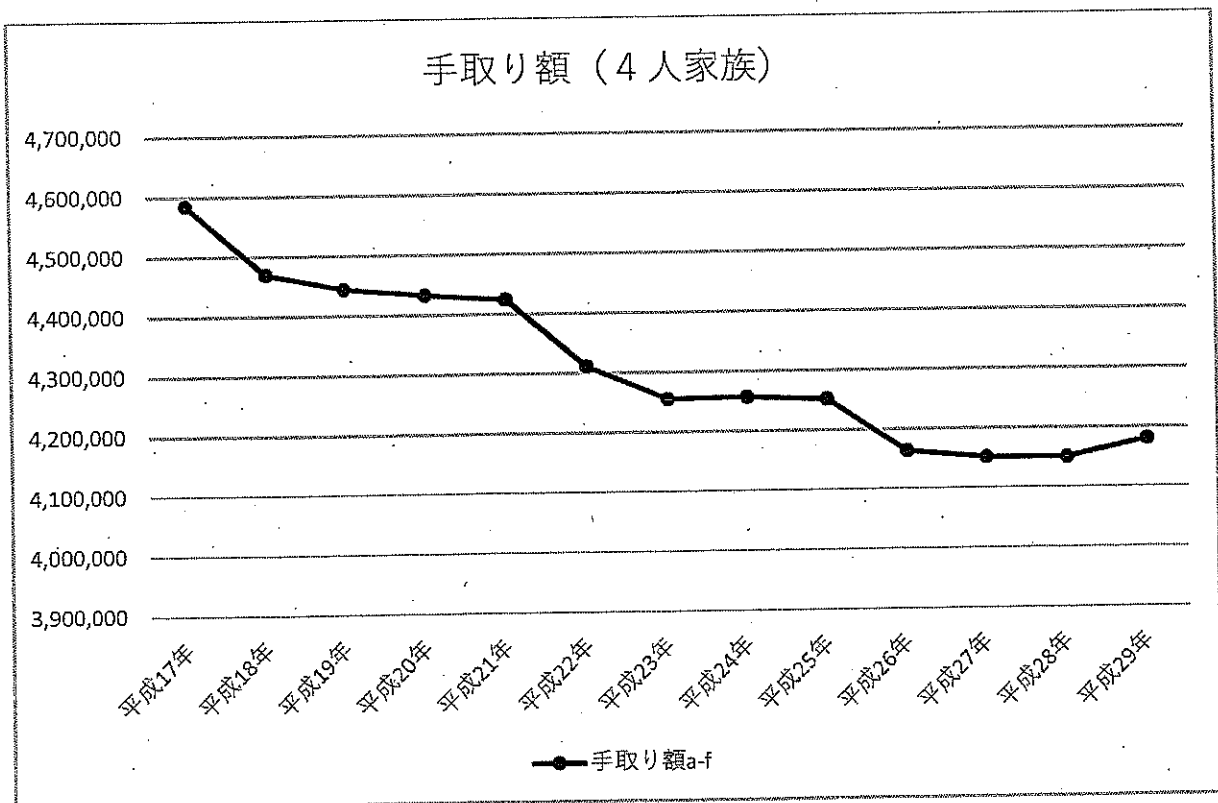
【7会場のグループごとの意見交換でいただいたご意見】

- ・若い人が立候補できるように報酬増額や退職金制度などの環境整備が必要
- ・同規模他市と比べても低い
- ・報酬を増やすなら定数を減らすべき
- ・議員間でも活動に差があるので、活動量に応じた報酬にすればどうか
- ・議員の仕事の中身が分からないので判断しかねる
- ・議会・議員活動の見える化を図るべき
- ・据置きの間が長いから、値上げしても良いのではないかと
- ・充分もらっていると思う
- ・今回の意見交換会については、評価する
- ・女性や若い人が議員になりたいと思える状況を作してほしい
- ・地域を良くしようと思っている人が減っているのではないかと 等

議員年収と手取り額の推移（夫婦と子ども（21才と17才）の4人家族の場合の試算）

	年収a	所得税 b	市県民税 c	国保税 d	国民年金保険料e	公的控除計 f	手取り額 a-f
平成17年	5,800,380	191,000	221,300	313,600	488,880	1,214,780	4,585,600
平成18年	5,824,810	192,900	338,300	324,700	498,960	1,354,860	4,469,950
平成19年	5,824,810	96,400	338,800	437,600	507,600	1,380,400	4,444,410
平成20年	5,824,810	96,400	338,800	437,600	518,760	1,391,560	4,433,250
平成21年	5,824,810	96,400	338,800	437,600	527,760	1,400,560	4,424,250
平成22年	5,702,660	91,500	329,000	427,600	543,600	1,391,700	4,310,960
平成23年	5,629,370	88,600	323,100	421,600	540,720	1,374,020	4,255,350
平成24年	5,629,370	88,600	323,100	421,600	539,280	1,372,580	4,256,790
平成25年	5,629,370	90,400	324,100	421,600	541,440	1,377,540	4,251,830
平成26年	5,629,370	90,400	324,100	502,200	549,000	1,465,700	4,163,670
平成27年	5,629,370	90,400	324,100	502,200	561,240	1,477,940	4,151,430
平成28年	5,727,090	94,300	331,800	564,800	585,360	1,576,260	4,150,830
平成29年	5,775,950	96,300	335,600	569,800	593,600	1,595,300	4,180,650

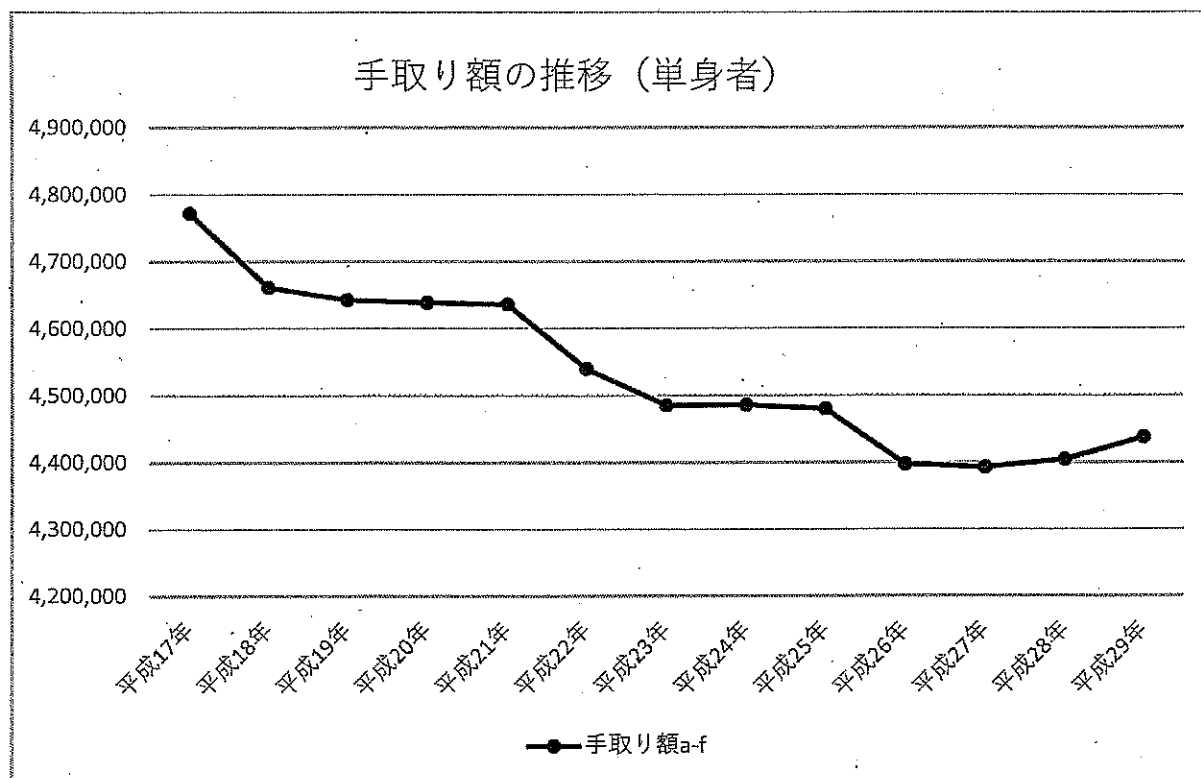
平成17年と平成29年の手取り額の差額 ⇒ 404,950 円の減



議員年収と手取り額の推移（単身者の場合の試算）

	年収a	所得税 b	市県民税 c	国保税 d	国民年金保険料e	公的控除計f	手取り額a-f
平成17年	5,800,380	330,000	221,300	313,600	162,960	1,027,860	4,772,520
平成18年	5,824,810	333,800	338,300	324,700	166,320	1,163,120	4,661,690
平成19年	5,824,810	236,300	338,800	437,600	169,200	1,181,900	4,642,910
平成20年	5,824,810	236,300	338,800	437,600	172,920	1,185,620	4,639,190
平成21年	5,824,810	236,300	338,800	437,600	175,920	1,188,620	4,636,190
平成22年	5,702,660	224,500	329,000	427,600	181,200	1,162,300	4,540,360
平成23年	5,629,370	218,700	323,100	421,600	180,240	1,143,640	4,485,730
平成24年	5,629,370	218,700	323,100	421,600	179,760	1,143,160	4,486,210
平成25年	5,629,370	223,200	324,100	421,600	180,480	1,149,380	4,479,990
平成26年	5,629,370	223,200	324,100	502,200	183,000	1,232,500	4,396,870
平成27年	5,629,370	223,200	324,100	502,200	187,080	1,236,580	4,392,790
平成28年	5,727,090	231,100	331,800	564,800	195,120	1,322,820	4,404,270
平成29年	5,775,950	235,000	335,600	569,800	197,880	1,338,280	4,437,670

平成17年と平成29年の手取り額の差額 ⇒ 334,850 円の減



9万都市報酬額順一覧(議員報酬基準)

	都道府県	市区名	人口	報酬月額			期末手当				
				議長	副議長	議員	支給率(%)				加算率 (%)
							3月	6月	12月	合計	
1	兵庫県	芦屋市	96,332	737,000	653,000	591,000	-	212.5	227.5	440	20
2	兵庫県	高砂市	92,020	629,000	575,000	525,000	-	210	225	435	-
3	愛知県	大府市	91,913	537,000	485,000	451,000	-	155	175	330	45
4	福岡県	宗像市	97,299	533,000	474,000	441,000	-	155	175	330	20
5	千葉県	四街道市	93,184	500,000	450,000	430,000	-	187.5	202.5	390	20
6	広島県	三原市	95,670	530,000	475,000	428,000	-	207.5	232.5	440	20
7	富山県	射水市	93,572	515,000	456,000	427,000	-	155	175	330	40
8	三重県	伊賀市	92,855	530,000	467,000	423,000	-	160	170	330	20
9	栃木県	鹿沼市	98,652	530,000	445,000	420,000	-	155	175	330	45
10	千葉県	茂原市	90,481	485,000	435,000	405,000	-	207.5	232.5	440	20
11	埼玉県	東松山市	90,188	470,000	417,000	402,000	-	207.5	232.5	440	20
12	沖縄県	宜野湾市	98,377	479,000	426,000	400,000	-	155	170	325	15
13	長崎県	大村市	95,784	493,000	419,000	400,000	-	157.5	172.5	330	15
14	福井県	坂井市	92,509	490,000	420,000	400,000	-	155	175	330	20
15	新潟県	新発田市	98,912	498,000	428,000	396,000	-	155	170	325	15
16	茨城県	神栖市	95,354	460,000	410,000	390,000	-	155	170	325	15
17	北海道	千歳市	96,807	460,000	420,000	385,000	-	202.5	227.5	430	15
18	秋田県	横手市	91,743	456,000	411,000	384,000	-	152.5	157.5	310	15
19	新潟県	三条市	99,241	470,000	408,000	378,000	-	155	175	330	15
20	千葉県	印西市	99,286	460,000	390,000	370,000	-	190	205	395	20
21	静岡県	島田市	99,247	435,000	390,000	370,000	-	155	175	330	15
22	鹿児島県	薩摩川内市	96,206	458,000	396,000	370,000	-	155	170	325	15
23	長野県	安曇野市	98,056	459,000	383,000	360,000	-	155	175	330	40
24	岩手県	北上市	92,919	457,000	383,000	351,000	-	162.5	162.5	325	15
25	滋賀県	甲賀市	91,413	450,000	390,000	350,000	-	155	175	330	20
26	岩手県	花巻市	97,022	431,000	369,000	339,000	-	165	165	330	15

平均	498,154	437,500	407,154
----	---------	---------	---------

358	21
-----	----

長野県	佐久市	99,341	461,000	383,000	349,000	-	155	170	325	40
-----	-----	--------	---------	---------	---------	---	-----	-----	-----	----

## 市議会議員報酬額検討資料

比較項目	報酬最上位額	報酬最下位額	平均報酬額	平均額算出方法
10万未満都市	591,000	339,000	407,154	佐久市を除く26団体
全国市議会議長会調査	616,000	266,000	391,900	5万人～10万人未満(人口) (256団体)
参考値・活動量から試算	—	—	416,670	ボランティアを抜いた数値

県内報酬類似団体	人口	面積	報酬額
飯田市	102,614	658.66	407,000
人口比・面積比(議員一人当たり)	4461.5	28.6	
安曇野市	98,056	331.78	360,000
人口比・面積比(議員一人当たり)	4457.1	15.1	
佐久市	99,341	423.51	349,000
人口比・面積比(議員一人当たり)	3820.8	16.3	

議長比率降順

長野県19市議会報酬額順一覧  
(H29.12.31現在 飯田市改定前の状況)

	都道府県	市区名	人口	報酬月額			
				議長A	比率 (A/C)	差額 (A-C)	議員C
1	長野県	岡谷市	50,412	465,000	132%	112,000	353,000
2	長野県	茅野市	56,097	435,000	131%	103,000	332,000
3	長野県	諏訪市	50,157	456,000	131%	107,000	349,000
4	長野県	東御市	30,415	396,000	130%	92,000	304,000
5	長野県	駒ヶ根市	33,076	404,000	129%	91,000	313,000
6	長野県	千曲市	61,017	445,000	129%	100,000	345,000
7	長野県	須坂市	51,132	456,000	128%	101,000	355,000
8	長野県	小諸市	42,641	427,000	128%	94,000	333,000
9	長野県	安曇野市	98,056	459,000	128%	99,000	360,000
10	長野県	伊那市	68,652	464,000	127%	99,000	365,000
11	長野県	中野市	44,984	376,500	127%	80,200	296,300
12	長野県	大町市	28,040	374,000	126%	78,000	296,000
13	長野県	飯山市	21,486	328,000	125%	65,000	263,000
14	長野県	松本市	240,342	617,000	124%	120,000	497,000
15	長野県	上田市	158,537	521,000	123%	96,000	425,000
16	長野県	飯田市	102,614	484,000	123%	89,000	395,000
17	長野県	塩尻市	67,447	488,000	121%	86,000	402,000
18	長野県	長野市	380,442	724,000	121%	124,000	600,000

平均	462,194	127%	96,456	365,739
----	---------	------	--------	---------

長野県	佐久市	99,341	461,000	132%	112,000	349,000
-----	-----	--------	---------	------	---------	---------

(補足 飯田市 平成31年4月1日現在)

長野県	飯田市		499,000	123%	92,000	407,000
-----	-----	--	---------	------	--------	---------



副議長比率降順

長野県19市議会報酬額順一覧  
(H29.12.31現在 飯田市改定前の状況)

	都道府県	市区名	人口	報酬月額			
				副議長B	比率 (B/C)	差額 (B-C)	議員C
9	長野県	岡谷市	50,412	396,000	112%	43,000	353,000
2	長野県	松本市	240,342	554,000	111%	57,000	497,000
10	長野県	諏訪市	50,157	388,000	111%	39,000	349,000
13	長野県	茅野市	56,097	364,000	110%	32,000	332,000
8	長野県	須坂市	51,132	387,000	109%	32,000	355,000
15	長野県	東御市	30,415	331,000	109%	27,000	304,000
14	長野県	駒ヶ根市	33,076	338,000	108%	25,000	313,000
1	長野県	長野市	380,442	647,000	108%	47,000	600,000
16	長野県	中野市	44,984	318,700	108%	22,400	296,300
3	長野県	上田市	158,537	456,000	107%	31,000	425,000
11	長野県	千曲市	61,017	370,000	107%	25,000	345,000
5	長野県	飯田市	102,614	423,000	107%	28,000	395,000
18	長野県	飯山市	21,486	281,000	107%	18,000	263,000
7	長野県	安曇野市	98,056	383,000	106%	23,000	360,000
12	長野県	小諸市	42,641	354,000	106%	21,000	333,000
6	長野県	伊那市	68,652	388,000	106%	23,000	365,000
17	長野県	大町市	28,040	313,000	106%	17,000	296,000
4	長野県	塩尻市	67,447	425,000	106%	23,000	402,000

平均	395,372	108%	29,633	365,739
----	---------	------	--------	---------

長野県	佐久市	99,341	383,000	110%	34,000	349,000
-----	-----	--------	---------	------	--------	---------

(補足 飯田市 平成31年4月1日現在)

長野県	飯田市		436,000	107%	29,000	407,000
-----	-----	--	---------	------	--------	---------

## 議長 比率降順 9万都市報酬額順一覧(議員報酬基準)

	都道府県	市区名	人口	報酬月額			
				議長A	比率(A/C)	差額(A-C)	議員C
1	岩手県	北上市	92,919	457,000	130%	106,000	351,000
2	滋賀県	甲賀市	91,413	450,000	129%	100,000	350,000
3	長野県	安曇野市	98,056	459,000	128%	99,000	360,000
4	岩手県	花巻市	97,022	431,000	127%	92,000	339,000
5	栃木県	鹿沼市	98,652	530,000	126%	110,000	420,000
6	新潟県	新発田市	98,912	498,000	126%	102,000	396,000
7	三重県	伊賀市	92,855	530,000	125%	107,000	423,000
8	兵庫県	芦屋市	96,332	737,000	125%	146,000	591,000
9	新潟県	三条市	99,241	470,000	124%	92,000	378,000
10	千葉県	印西市	99,286	460,000	124%	90,000	370,000
11	広島県	三原市	95,670	530,000	124%	102,000	428,000
12	鹿児島県	薩摩川内市	96,206	458,000	124%	88,000	370,000
13	長崎県	大村市	95,784	493,000	123%	93,000	400,000
14	福井県	坂井市	92,509	490,000	123%	90,000	400,000
15	福岡県	宗像市	97,299	533,000	121%	92,000	441,000
16	富山県	射水市	93,572	515,000	121%	88,000	427,000
17	兵庫県	高砂市	92,020	629,000	120%	104,000	525,000
18	千葉県	茂原市	90,481	485,000	120%	80,000	405,000
19	沖縄県	宜野湾市	98,377	479,000	120%	79,000	400,000
20	北海道	千歳市	96,807	460,000	119%	75,000	385,000
21	愛知県	大府市	91,913	537,000	119%	86,000	451,000
22	秋田県	横手市	91,743	456,000	119%	72,000	384,000
23	茨城県	神栖市	95,354	460,000	118%	70,000	390,000
24	静岡県	島田市	99,247	435,000	118%	65,000	370,000
25	埼玉県	東松山市	90,188	470,000	117%	68,000	402,000
26	千葉県	四街道市	93,184	500,000	116%	70,000	430,000

平均	498,154	122%	91,000	407,154
----	---------	------	--------	---------

長野県	佐久市	99,341	461,000	132%	112,000	349,000
-----	-----	--------	---------	------	---------	---------

副議長比率降順 9万都市報酬額順一覧(議員報酬基準)

	都道府県	市区名	人口	報酬月額			
				副議長B	比率 ( B/C)	差額 ( B-C)	議員C
1	滋賀県	甲賀市	91,413	390,000	111%	40,000	350,000
2	広島県	三原市	95,670	475,000	111%	47,000	428,000
3	兵庫県	芦屋市	96,332	653,000	110%	62,000	591,000
4	三重県	伊賀市	92,855	467,000	110%	44,000	423,000
5	兵庫県	高砂市	92,020	575,000	110%	50,000	525,000
6	岩手県	北上市	92,919	383,000	109%	32,000	351,000
7	北海道	千歳市	96,807	420,000	109%	35,000	385,000
8	岩手県	花巻市	97,022	369,000	109%	30,000	339,000
9	新潟県	新発田市	98,912	428,000	108%	32,000	396,000
10	新潟県	三条市	99,241	408,000	108%	30,000	378,000
11	愛知県	大府市	91,913	485,000	108%	34,000	451,000
12	福岡県	宗像市	97,299	474,000	107%	33,000	441,000
13	千葉県	茂原市	90,481	435,000	107%	30,000	405,000
14	秋田県	横手市	91,743	411,000	107%	27,000	384,000
15	鹿児島県	薩摩川内市	96,206	396,000	107%	26,000	370,000
16	富山県	射水市	93,572	456,000	107%	29,000	427,000
17	沖縄県	宜野湾市	98,377	426,000	107%	26,000	400,000
18	長野県	安曇野市	98,056	383,000	106%	23,000	360,000
19	栃木県	鹿沼市	98,652	445,000	106%	25,000	420,000
20	千葉県	印西市	99,286	390,000	105%	20,000	370,000
21	静岡県	島田市	99,247	390,000	105%	20,000	370,000
22	茨城県	神栖市	95,354	410,000	105%	20,000	390,000
23	福井県	坂井市	92,509	420,000	105%	20,000	400,000
24	長崎県	大村市	95,784	419,000	105%	19,000	400,000
25	千葉県	四街道市	93,184	450,000	105%	20,000	430,000
26	埼玉県	東松山市	90,188	417,000	104%	15,000	402,000

平均	437,500	107%	30,346	407,154
----	---------	------	--------	---------

長野県	佐久市	99,341	383,000	110%	34,000	349,000
-----	-----	--------	---------	------	--------	---------

## 佐久市特別職報酬等審議会 資料2

### 目次

1	諮問書（写）	1
2	佐久市特別職の報酬額等の状況	2
3	佐久市特別職の報酬額等の推移	3
4	佐久市特別職の年収	4
5	平成30年 賃金構造基本統計調査の概要	5
6	平成30年 職種別民間給与実態調査の概要	6
7	財政指標で見る佐久市の財政状況（平成29年度）	7
8	県下19市 平成29年度 普通会計財政状況（主要財政指数等）	8
9	県下19市 平成30年度 普通会計財政状況（主要財政指数等）	9
10	佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例	10
11	佐久市議会政務活動費の交付に関する条例	12
12	佐久市議会政務活動費の交付に関する規則	15



元佐総第145号  
令和元年10月1日

佐久市特別職報酬等審議会会長 様

佐久市長 柳 田 清 二

佐久市議会の議員の議員報酬の額の改定について（諮問）

このことについて、佐久市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 佐久市議会の議員の議員報酬の額を次のとおり改定することについて

議長報酬	494,000円
副議長報酬	435,000円
議員報酬	405,000円

## 佐久市特別職の報酬額等の状況

### 1 市長等について

(単位:円/月)

	市長	副市長	教育長
給 料	969,000	788,000	686,000

### 2 議員について

#### (1)報酬

(単位:円/月)

	議長	副議長	議員
報 酬	461,000	383,000	349,000

#### (2)政務活動費

(単位:円/年)

	議員
政務活動費	180,000

# 佐久市特別職の報酬額等の推移

		旧・佐久市(参考)										新・佐久市	
答申年月日		H3.5.1	H4.4.27	H5.5.17	H6.1.27	H7.1.26	H8.1.29	H10.1.19	法改正				
適用年月日		H3.4.1	H4.4.1	H5.7.1	—	H7.4.1	H8.4.1	H10.4.1	(H13.4.1)				
市長 給料	(円/月)	829,000	876,000	902,000	(据置)	929,000	950,000	969,000					
改定率 (%)		5.87	5.67	2.97	—	2.99	2.26	2.00					
副市長 給料	(円/月)	675,000	713,000	734,000	(据置)	756,000	773,000	788,000					
改定率 (%)		5.97	5.63	2.95	—	3.00	2.25	1.94					
教育長 給料	(円/月)	588,000	621,000	640,000	(据置)	659,000	673,000	686,000					
改定率 (%)		5.95	5.61	3.06	—	2.97	2.12	1.93					
議長 報酬	(円/月)	395,000	417,000	430,000	(据置)	442,000	452,000	461,000					
改定率 (%)		5.90	5.57	3.12	—	2.79	2.26	1.99					
副議長 報酬	(円/月)	329,000	348,000	358,000	(据置)	368,000	376,000	383,000					
改定率 (%)		5.79	5.78	2.87	—	2.79	2.17	1.86					
議員 報酬	(円/月)	300,000	317,000	327,000	(据置)	336,000	343,000	349,000					
改定率 (%)		6.01	5.67	3.15	—	2.75	2.08	1.75					
平均改定率 (%)		5.91	5.65	3.01	—	2.92	2.21	1.93					
議員 政務活動費	(円/年)								40,000				
改定率 (%)									—				
										40,000	120,000	180,000	
											300.00	150.00	

※1 平成13年4月から平成25年2月までは政務調査費。平成25年3月から政務活動費。

※2 新・佐久市の特別職報酬額は、合併協議により旧・佐久市と同様の金額とした。

## 佐久市特別職の年収

(単位:円)

	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
給料	969,000	788,000	686,000			
報酬				461,000	383,000	349,000
期末手当	4,544,610	3,695,720	3,217,340	2,162,090	1,796,270	1,636,810
年収	16,172,610	13,151,720	11,449,340	7,694,090	6,392,270	5,824,810

(注)

- ・ 年収は額面金額であり、実際はここから税金などが控除されて支給されます。
- ・ 市長、副市長及び教育長には、この他に、寒冷地手当等が支給されます。
- ・ 期末手当(年額) = 給料(報酬)月額 × 加算割合(1.4) × 支給月数(3.35)



【平成30年賃金構造基本統計調査の概要（厚生労働省発表資料から抜粋）】

① 調査内容

この調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を明らかにするもの。

② 調査対象

(1) 地域

日本全国

(2) 産業

日本標準産業分類に基づく16大産業

(3) 事業所

5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を対象とし、都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所

③ 調査結果

■ 長野県（産業計、男女計）

区分	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額		年間賞与その他特別給与額	労働者数
					所定内給与額	超過労働給与額		
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人
企業規模計	43.2	12.3	166	13	303.7	275.2	813.0	38,744
1,000人以上	42.1	14.0	157	14	349.2	315.3	1,082.1	9,505
100~999人	42.5	12.1	167	14	303.5	272.3	873.1	16,640
10~99人	45.0	11.5	171	12	269.5	248.7	530.5	12,598

- (注) 1 常用労働者 … 期間を定めずに雇われている労働者、又は1か月以上の期間を定めて雇われている労働者をいう。
- 2 きまって支給する現金給与額 … 労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる。
- 3 所定内給与額 … きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当、交替手当）を差し引いた額をいう。
- 4 年間賞与その他特別給与額 … 昨年1年間（原則として調査前年の1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。

【平成30年職種別民間給与実態調査の概要（長野県人事委員会発表資料から抜粋）】

① 調査内容

県内の民間企業の給与（平成30年4月現在）の実態を調査。

② 調査対象

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の常勤の従業員を有する県内の民間事業所のうち945事業所。

③ 調査結果

■ 特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	351,384 円
	上半期 (A2)	352,491
特別給の支給額	下半期 (B1)	745,753
	上半期 (B2)	812,458
特別給の支給割合	下半期 $\frac{(B1)}{(A1)}$	2.12 月分
	上半期 $\frac{(B2)}{(A2)}$	2.31
	年間計	4.43

(注) 1 技能・労務関係職種以外の職種の従業員についての支給状況。

2 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間。

## 財政指標で見る佐久市の財政状況

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する『経常収支比率』、財政力を示す『財政力指数』、地方公共団体の財政が「健全」、「要注意」のいずれの状態にあるのか、また、各公営企業会計の経営状態を判断できる『財政健全化判断比率4指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）』および『資金不足比率』は、次のとおりとなっています。

なお、平成29年度決算に基づく佐久市の『健全化判断比率』は、4つの指標いずれも早期健全化基準を超えない「健全な状態」を維持しています。

### 経常収支比率

**82.2%** 県内19市中  
1位  
(H28 82.9%)

地方公共団体の財政の弾力性（ゆとり）を見るための指標です。この数値が低いほど、財政にゆとりがあり、様々な状況の変化に柔軟な対応が出来ることを示しています。

### 財政力指数

**0.504** 県内19市中  
16位  
(H28 0.506)

地方公共団体の財政に力があるかどうかを表す指標です。この数値が高いほど財政力が強く、1.0を上回れば普通交付税の交付を受けません。

近年は低下傾向にありますが、これは主に合併特例事業債などの交付税措置率の高い市債を借り入れたことにより、普通交付税の算定に係る基準財政需要額が増加しているためです。

〈財政力指数〉＝〈基準財政収入額〉÷〈基準財政需要額〉（3か年平均）

### 健全化判断比率4指標

#### 実質赤字比率

1年間の収入に対する、一般会計等の赤字の割合を示すものです。この比率が高くなるほど、赤字の程度が大きいくということになります。

**赤字なし**

(県内全市赤字なし)  
H28 赤字なし

早期健全化基準  
**11.92%**

#### 連結実質赤字比率

1年間の収入に対する、公営事業会計を含む全ての会計の赤字の割合を示しており、佐久市全体の赤字の程度を表します。

**赤字なし**

(県内全市赤字なし)  
H28 赤字なし

早期健全化基準  
**16.92%**

#### 実質公債費比率

佐久市が一年間で自由に使えるお金のうち、その年の借金の返済に使われるお金の割合を示すものです。

**0.0%**

(県内19市中1位)  
H28 0.0%

早期健全化基準  
**25.0%**

#### 将来負担比率

佐久市が一年間で自由に使えるお金のうち、一般会計等が将来支払っていく借金の返済額の割合を示すものです。この比率が大きいくほど、将来の佐久市の財政を圧迫すると見込まれます。

**数値なし**

(県内4市数値なし)  
H28 数値なし

早期健全化基準  
**350.0%**

※実質赤字比率・連結実質赤字比率は算定の基礎となる赤字がなかったこと、将来負担比率は、将来負担額よりも基金などの充当できる資金が上回ったことから数値はありません。

※早期健全化基準とは、国が示す「要注意状態」を判断するための基準で、この基準を超えると財政再建のための計画を作り、立て直しに取り組む必要があります。

### 資金不足比率

資金不足額を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したものです。

この比率が高いほど、料金収入に対する資金の不足額が大きいくことになり、料金収入だけで資金不足を解消するのが難しく、経営に問題があることになります。

国保浅間総合病院  
事業会計

資金不足なし

下水道  
事業会計

資金不足なし

県下19市 平成29年度普通会計 財政状況 (主要財政指数等)

項目 団体名	住基人口 30.3.31 現在(人)	基幹財政 需要額 (千円)	基幹財政 収入額 (千円)	財政力指数 (3カ年 平均)	経常収支		実収 比率 (%)	実収 比率 (%)	実収赤字 比率 (%)	実収赤字 率 (%)	標準財政規模 (千円)	地方債現在高		基金現在高		ラスパ イレ ス 指 数	歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	債務負担 行 為 (千円)	
					比率 (%)	順位						一人あたり (円)	順位	一人あたり (円)	順位					
長野市	378,389	66,809,662	49,699,952	0.740	91.3	14	2.0	2.0	—	—	87,296,803	496,670	5	33,337,520	88,104	15	153,174,261	150,201,187	19,163,889	
松本市	239,519	42,888,109	31,039,193	0.724	83.4	2	2.8	4.8	—	—	57,417,143	316,527	1	37,740,905	157,570	9	91,410,272	89,726,087	8,892,317	
上田市	198,171	31,212,260	18,546,952	0.597	88.8	6	4.6	5.3	—	—	39,785,957	415,738	7	20,213,544	127,796	11	67,481,388	65,397,727	2,536,875	
岡谷市	50,039	9,222,670	6,031,877	0.660	89.7	10	6.2	11.3	—	—	11,767,893	481,083	14	3,039,978	60,752	18	19,865,468	19,112,213	81,280	
飯田市	102,012	21,955,723	11,899,519	0.534	91.2	12	3.4	8.4	—	—	26,972,816	413,377	6	12,193,506	119,530	12	46,110,172	45,070,158	3,805,570	
諏訪市	49,817	8,751,509	6,508,168	0.743	86.9	4	6.9	3.9	—	—	11,484,844	393,349	4	4,306,578	86,448	16	21,072,629	20,255,494	6,169,163	
須坂市	50,983	9,743,393	5,623,129	0.560	93.4	11	5.6	8.6	—	—	11,937,632	330,473	2	5,457,033	107,078	13	21,631,006	20,949,163	274,788	
小穂市	42,532	8,084,784	4,831,253	0.579	89.3	7	5.3	8.8	—	—	9,860,896	446,335	9	6,877,486	161,701	7	20,143,778	19,324,286	3,732,226	
伊那市	68,419	16,660,026	8,221,231	0.492	89.4	8	5.0	9.8	—	—	20,425,690	466,119	11	19,458,900	284,408	2	36,993,591	35,958,660	385,686	
駒ヶ根市	32,957	7,192,077	4,253,800	0.580	87.8	5	3.5	13.8	—	—	8,900,698	632,085	18	1,801,423	54,660	19	16,309,336	15,980,215	106,785	
中野市	44,740	10,012,634	5,414,014	0.530	89.5	9	3.2	5.7	—	—	12,448,881	465,569	10	10,780,518	240,959	3	22,057,136	21,557,889	1,225,828	
大町市	27,803	8,568,308	3,765,783	0.430	91.0	11	4.4	7.2	—	—	10,264,873	548,655	16	5,478,218	197,037	6	19,427,386	18,906,517	503,806	
飯山市	21,344	6,676,610	2,526,723	0.363	92.6	17	10.6	11.2	—	—	7,684,895	582,715	17	4,411,552	206,688	5	15,650,023	14,829,597	1,146,390	
茅野市	55,886	11,395,897	7,480,022	0.647	93.0	18	6.7	8.8	—	—	14,412,451	26,695,111	13	4,129,606	73,893	17	23,337,612	22,339,327	1,275,999	
塩尻市	67,449	13,014,643	8,734,664	0.675	91.3	14	2.4	7.2	—	—	16,740,945	382,521	3	6,293,353	93,305	14	26,950,367	26,495,935	2,619,596	
千曲市	60,863	13,071,583	6,865,420	0.523	91.2	12	3.4	7.3	—	—	16,123,224	466,379	12	13,381,186	219,858	4	27,658,433	27,011,310	9,517,153	
東御市	30,301	7,297,753	3,848,364	0.508	92.5	16	4.0	6.8	—	—	8,987,778	659,076	19	4,820,181	159,077	8	16,350,674	15,865,770	1,979,179	
安曇野市	98,073	20,296,367	11,286,719	0.562	85.8	3	2.6	9.4	—	—	25,639,818	421,958	8	14,706,798	149,958	10	40,312,815	39,604,982	5,727,641	
佐久市	99,096	22,495,708	11,345,636	0.504	82.2	1	2.7	0.0	—	—	27,776,477	483,004	15	32,067,994	323,605	1	45,040,793	44,090,365	7,700,574	
19市合計	1,678,373	335,349,656	207,922,419	0.941	1,700.3	—	85.3	140.3	—	—	425,929,514	709,131,715	—	240,496,281	2,912,427	—	1,857.2	731,007,140	712,576,861	76,844,145

高い順 低い順 低い順 低い順 低い順 低い順 低い順 高い順

【参考】	位入市 平成29年度	佐久市決算 前年度比較	高い順	低い順	低い順	低い順	低い順	低い順	高い順												
位入市 平成29年度	99,429	22,305,252	11,300,421	0.506	15	82.9	1	3.7	—	—	27,850,994	50,340,966	506,301	16	32,064,523	322,487	1	100.2	50,907,526	49,774,113	3,331,104
佐久市決算 前年度比較	△ 333	190,456	45,215	△ 0.002	△ 0.7	△ 1.0	—	—	—	—	△ 74,517	△ 2,477,226	△ 23,297	—	3,471	1,119	△ 1.4	△ 5,866,733	△ 5,683,748	4,369,470	

19市平均 29年度	88,335	17,649,982	10,943,285	0.576	89.5	4.5	7.4	48.0	—	—	22,417,343	37,322,722	422,511	—	12,657,699	143,291	—	97.7	38,474,060	37,504,045	4,044,429
19市平均 28年度	88,807	17,645,672	10,886,644	0.568	89.2	4.7	7.5	47.9	—	—	22,478,233	37,577,360	423,137	—	12,622,741	142,138	—	97.7	39,355,070	38,304,607	4,093,582

\*基金現在高は土地開発基金、定額運用基金を除く。



県下19市 平成30年度普通会計 財政状況 (主要財政指数等)

項目 団体名	住基人口 31.3.31 現在(人)	基礎財政 需要額 (千円)	基調財政 収入額 (千円)	財政力指数 (3カ年 平均)	経常収支		養老 収支 比率 (%)	養育 赤字 比率 (%)	実質公債費 比率 (%)	将来負担 比率 (%)		調剤財政規模 (千円)	地方債現在高		基金現在高		アスバ イレ ス 指 数	歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	債務負担 行方額 (千円)				
					比率 (%)	順位				比率 (%)	順位		一人あたり (円)	順位	一人あたり (円)	順位								
長野市	376,080	66,473,091	49,243,056	0.740	1	89.8	10	2.5	—	2.1	2	44.0	12	88,211,966	151,165,166	401,949	6	33,141,028	88,122	15	100.3	148,450,320	143,639,532	19,171,765
松本市	238,647	42,772,308	31,841,676	0.730	3	85.1	2	2.9	—	4.5	4	—	—	57,039,735	73,594,284	308,381	1	37,746,368	158,168	8	99.4	89,929,105	87,524,362	12,528,975
上田市	167,480	31,635,950	18,912,521	0.597	7	89.9	11	5.5	—	5.4	5	26.8	9	40,092,703	62,898,658	399,407	5	20,688,806	131,374	11	99.3	68,722,302	66,329,815	8,539,790
岡谷市	48,838	9,235,244	6,094,904	0.660	4	90.8	12	6.1	—	10.5	17	81.1	17	11,692,995	22,903,436	468,968	13	3,374,069	69,087	18	97.3	19,172,103	18,425,558	204,731
飯田市	101,111	22,072,382	11,910,902	0.539	13	90.8	12	3.6	—	8.6	13	23.2	7	26,988,372	42,342,075	418,768	8	11,742,788	116,138	12	97.5	47,447,827	46,201,129	2,702,086
諏訪市	49,569	8,912,352	6,541,369	0.740	1	86.1	4	7.0	—	4.1	3	89.9	18	11,679,199	19,384,168	391,054	3	4,115,207	83,020	16	98.2	20,313,254	19,270,829	7,703,691
須坂市	50,698	9,763,526	5,650,692	0.570	10	92.8	18	5.2	—	9.0	14	28.6	11	12,002,427	16,442,367	324,320	2	5,244,577	103,447	13	98.8	21,932,980	21,105,475	408,429
小諸市	42,344	8,021,652	4,879,297	0.591	8	87.4	5	5.5	—	8.0	12	23.4	8	9,877,223	19,106,967	451,232	9	6,699,581	158,218	7	98.1	17,711,972	16,891,759	4,253,897
伊那市	68,020	17,088,928	8,391,697	0.494	17	88.7	6	4.3	—	9.5	16	—	—	20,673,700	31,239,053	460,145	11	19,275,233	288,376	2	95.7	33,937,025	32,786,351	588,211
駒ヶ根市	32,732	7,192,052	4,831,928	0.590	9	89.7	9	3.9	—	13.3	19	197.2	19	8,894,853	20,344,981	621,562	18	1,913,265	58,452	19	97.7	15,068,995	14,654,668	80,216
中野市	44,507	10,072,409	5,402,766	0.540	12	91.3	15	3.1	—	5.8	6	—	—	12,388,118	20,436,512	459,175	10	10,509,650	236,135	3	97.0	20,517,523	19,978,532	436,006
大町市	27,417	8,520,071	3,797,742	0.440	18	88.9	7	6.1	—	7.3	9	56.0	14	10,132,693	15,235,333	555,689	16	5,009,742	182,724	5	—	17,195,801	16,395,750	503,695
飯山市	20,925	6,759,297	2,496,046	0.373	19	91.9	16	9.5	—	11.7	18	19.0	6	7,781,833	12,565,517	600,503	17	4,527,183	216,353	4	96.5	15,068,068	14,307,720	648,187
茅野市	55,723	12,735,140	7,582,027	0.635	6	92.4	17	4.8	—	7.9	11	62.7	16	16,028,539	26,485,004	475,298	14	4,366,300	78,357	17	97.1	25,144,625	24,294,121	2,055,581
埴尻市	67,139	13,213,509	8,335,716	0.658	5	89.5	8	3.0	—	6.7	7	26.8	9	16,854,930	26,396,478	393,162	4	6,793,132	101,180	14	98.5	27,504,935	26,744,241	5,555,257
千曲市	60,613	13,084,722	6,876,649	0.524	14	90.8	12	3.9	—	7.3	9	45.5	13	15,928,302	30,391,854	501,408	15	11,048,835	182,285	6	96.5	31,126,935	28,188,636	5,597,690
東御市	30,168	7,316,716	3,629,480	0.508	15	96.7	19	4.0	—	6.7	7	59.0	15	8,897,747	19,333,552	640,863	19	4,410,527	146,199	10	98.0	15,628,232	15,154,755	2,557,088
安曇野市	97,581	20,430,301	11,283,069	0.557	11	85.8	3	2.8	—	9.3	15	12.8	5	25,627,377	40,741,296	417,513	7	15,427,188	158,096	9	96.9	39,808,437	39,037,637	5,562,128
佐久市	96,867	22,877,216	11,547,131	0.505	16	81.9	1	3.4	—	△ 0.3	1	—	—	28,000,282	45,658,538	461,818	12	31,683,654	320,265	1	99.1	46,091,086	44,907,618	7,828,200
19市合計	1,668,459	338,156,816	208,548,658	0.591	1,700.3	87.1	—	—	—	137.4	—	796.0	—	428,792,974	696,725,239	8,751,215	—	237,697,133	2,870,997	—	1761.9	720,759,550	695,778,477	86,725,603

高順位 → 低順位

【参考】  
佐久市  
平成29年度  
佐久市決算  
短期平均

19市平均 30年度	87,814	17,797,727	10,976,245	0.578	89.5	82.2	1	2.7	—	0.0	1	0.0	1	27,776,477	47,863,740	483,004	15	32,067,994	323,605	1	98.8	45,040,793	44,090,365	7,700,574
19市平均 29年度	88,335	17,649,982	10,943,285	0.575	89.5	△ 0.3	0.7	—	—	△ 0.3	—	—	—	223,785	△ 2,206,202	△ 21,186	—	△ 404,340	△ 3,340	—	0.3	1,050,293	817,263	△ 72,374

\*基金現在高は土地開発基金、定額運用基金を除く。

(趣旨)

第1条 この条例は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(常勤の職員の給与)

第2条 常勤の特別職の職員(以下「常勤の職員」という。)に支給する給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、通勤手当、期末手当及び寒冷地手当とする。

第3条 常勤の職員の給料月額、別表第1に掲げる額とする。

第4条 常勤の職員の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額は、佐久市職員の給与に関する条例(平成17年佐久市条例第45号。以下「職員給与条例」という。)の各相当規定を準用して算出される額とする。ただし、職員給与条例第41条第1項中「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」とする。この場合において、期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。

第5条 常勤の職員の給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、一般職の職員の給与の例による。

(非常勤の職員の給与)

第6条 非常勤の特別職の職員(以下「非常勤の職員」という。)のうち、議会の議員に支給する議員報酬は、別表第2に掲げる額とする。

2 非常勤の職員のうち、議会の議員以外の者に支給する報酬は、別表第3に掲げる額とする。

3 議会の議長及び副議長には、その選挙された日から、議員にはその職に就いた日から、それぞれ議員報酬を支給する。

4 議会の議長、副議長及び議員(以下「議会の議員」という。)が、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその月まで、それぞれ議員報酬を支給する。

5 前2項の規定により議員報酬を支給する場合(死亡に係る場合を除く。)であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

6 議会の議員に対して期末手当を支給する。

7 前項の期末手当の支給等については、第4条及び前条を準用する。

第7条 非常勤の職員のうち、議会の議員以外の者に対する報酬は次の区分により支給する。

(1) 年額によるものは、当該会計年度の末月。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(2) 月額によるものは毎月

(3) 日額によるものはその職務執行のとき。

第8条 報酬を月額又は年額(以下この項及び次項の括弧書は年額支給の場合を示す。)で受ける非常勤の職員には、その職に就いた日(月)から報酬を支給し、その職を離れたときはその日(月)までの報酬を支給する。ただし、日(月)を同じにして職に異動を生じたときは、その日の翌日(月の翌月)から新たな職に対する報酬を支給する。

2 前項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日(年の初月)から支給するとき以外のとき又はその月の末日(年の末月)まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月(年)の現日数(現月数)を基礎として日割り(月割り)によって計算する。

3 報酬を日額で受ける非常勤の職員には、その勤務時間が4時間(投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人にあつては、その投票時間の2分の1に相当する時間)以内の場合は半額を支給することができる。

(重複給与の調整)

第9条 常勤の職員及び一般職の常勤を要する職員が特別職の職員の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与の月額が、常勤の職員として受ける給料又は一般職の職員として受ける給料の月額を超えるときは、その差額をその兼ね

る特別職の職員として所属する機関から支給する。

(旅費)

第10条 常勤の職員が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類は、一般職の職員の旅費の種類による。

第11条 常勤の職員の旅費の額は、別表第4及び別表第5に掲げる額とする。

2 前項以外の旅費の額は、一般職の職員の例による。

(費用弁償)

第12条 非常勤の職員が職務を行うために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。ただし、公民館長、美術館長、図書館長、公民館地区館長、臼田文化センター館長、天来記念館長、望月歴史民俗資料館長、五郎兵衛記念館長及び川村吾蔵記念館長については、一般職の職員の例による。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第6から別表第9までに掲げる額とする。

3 前項に規定する旅費以外の旅費の額は、一般職の職員の例による。

(旅費又は費用弁償の支給方法)

第13条 常勤の職員及び非常勤の職員の旅費又は費用弁償の支給方法は、佐久市職員の旅費に関する条例(平成17年佐久市条例第47号)の規定を準用する。

(通勤費相当額)

第14条 非常勤の職員が勤務のためその者の住居と勤務公署との間を往復する場合に、その往復する費用に相当する額(以下「通勤費相当額」という。)を支給することが適当であると任命権者が認めるときは、前2条の規定にかかわらず、佐久市臨時的任用職員等の給与等に関する条例(平成23年佐久市条例第4号)第7条第1項の規定により同条例第2条第3号に規定する嘱託職員に支給する通勤手当に相当する賃金の例により、費用弁償として通勤費相当額を支給することができる。

(附則 省略)

#### 別表第1 (第3条関係)

職名	給料月額
市長	969,000円
副市長	788,000円
教育長	686,000円

#### 別表第2 (第6条関係)

職名	議員報酬月額
議長	461,000円
副議長	383,000円
議員	349,000円

(以下 省略)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、佐久市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、佐久市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。

(交付額、交付時期及び交付方法)

第3条 政務活動費は、会計年度を単位として交付する。

2 会派に対する政務活動費は、4月1日(一般選挙後最初に交付する政務活動費にあつては、当該選挙の日の属する月の翌月の末日。以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に年額18万円を乗じて得た額を基準日の属する月の翌月の末日までに交付する。

3 議会の解散による一般選挙があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「年額18万円」とあるのは、「年額18万円を月割によって計算した額に、当該選挙の日の属する月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額」とする。

4 年度の中途において新たに結成された会派に対しては、当該会派に所属する議員が1人の場合は、直前まで所属した会派に交付された政務活動費の総額から脱会時における支出総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を脱会前の所属議員数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を交付し、当該会派に所属する議員が2人以上の場合は、それぞれの議員ごとに議員1人の場合と同様の方法により計算した額を積み上げて得た額を交付する。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が年度の中途において所属議員数に増員を生じた場合は、当該議員が直前まで所属した会派に交付された政務活動費の総額から減員発生時における支出総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を減員前の所属議員数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)を追加して交付し、当該議員が2人以上の場合は、それぞれの議員ごとに議員1人の場合と同様の方法により計算した額を積み上げて得た額を追加して交付する。

2 政務活動費の交付を受けた会派が年度の中途において所属議員数に減員を生じた場合は、当該会派に交付された政務活動費の総額から減員発生時における支出総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を減員前の所属議員数で除して得た額を返還し、当該議員が2人以上の場合は、それぞれの議員ごとに議員1人の場合と同様の方法により計算した額を積み上げて得た額を返還しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が年度の中途において解散したとき、又は議会の解散があつた場合は、会派は、当該会派に交付された政務活動費の総額から当該会派の解散又は議会の解散の日における支出総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。



- 2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が年度の中途において解散したとき、又は議会の解散があった場合は、会派の経理責任者であった者は、当該会派の解散又は議会の解散の日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月24日以後の市政の調査研究に係る政務調査費について適用する。

(最初に交付する政務調査費の特例)

- 2 この条例の施行後最初に交付する政務調査費に係る第3条第2項の規定の適用については、同項中「当該選挙の日の属する月の翌月の末日」とあるのは「10月1日」とする。

附 則 (平成20年9月30日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月21日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の佐久市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、この条例の施行の日前に同条の規定による改正前の佐久市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月22日条例第5号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望・意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請・陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等の各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年佐久市条例第248号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の届出)

第2条 会派の代表者は、政務活動費の交付を受けようとするときは、市長に対し、議長を経由して会派結成届(様式第1号)を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届(様式第2号)を提出しなければならない。

(交付申請)

第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(様式第3号)を提出しなければならない。申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費変更交付申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に対し政務活動費(変更)交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(交付請求)

第5条 会派の代表者は、政務活動費の交付が予定される日の30日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書(様式第6号)を提出するものとする。

(収支報告書)

第6条 条例第7条第1項に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書(様式第7号)によるものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第7条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により収支報告書の写しの提出を受けた場合においては、その報告に係る収支内容が条例第5条に規定する政務活動費を充てることのできる経費に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、政務活動費の額を確定し、当該会派の代表者に対し、政務活動費確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(会計帳簿等の整理保存)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿等を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して10年を経過する日まで保存しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月24日以後の市政の調査研究に係る政務調査費について適用する。

附 則(平成24年12月21日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、佐久市特別職報酬等審議会条例及び佐久市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成24年佐久市条例第39号。次項において「改正条例」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐久市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に改正条例第2条の規定による改正後の佐久市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に

より交付される政務活動費について適用し、同日前に同条の規定による改正前の佐久市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(様式 省略)

## 佐久市特別職報酬等審議会 資料3

### 目次

#### 議会議員の活動状況等調

1	議員定数、委員会数等について	1
2	開会中における議員の活動状況について	1
3	議長及び副議長の活動状況について	1
4	議員の活動日数（会議規則該当分）について（議長及び副議長を除く。）	2
5	議員の職業別人員について（議員以外に主として従事している職業）	2
6	議員の活動状況（会議規則該当分以外）について	3
7	常任委員会・特別委員会の開催状況について	4
8	県内各市の議員報酬・政務活動費の状況	5
9	人口類似市の議員報酬の状況について	6
10	人口類似市の政務活動費の状況について	8
11	政務活動費の使用実績について	10
12	議長・副議長・議員報酬・政務活動費の改定年について	11
13	報酬審議会の開催状況について	16
14	平成30年度決算歳出目的別議会費割合（県下19市）	17
15	3市の議員年収及び支給総額	18
16	議会改革度調査	19

# 議会議員の活動状況等調

## 1 議員定数、委員会数等について

年	議員定数	常任委員会数	特別委員会等数	特別委員会等名	備考
22年	28	3	7	議会運営、総合文化会館建設、高速交通網、地域医療問題、議会改革、全員協議会、議会だより編集	
23年	28	3	7	議会運営、高速交通網、地域医療問題、議会改革、広報広聴、全員協議会、議会だより編集	
24年	28	3	6	議会運営、高速交通網、地域医療問題、議会改革、広報広聴、全員協議会	
25年	28	3	8	議会運営、高速交通網、地域医療問題、議会改革、広報広聴、全員協議会、政策討論会、議会報告意見交換会運営	
26年	28	3	8	議会運営、高速交通網、地域医療問題、議会改革、広報広聴、全員協議会、政策討論会、議会報告意見交換会運営	
27年	28	3	9	議会運営、高速交通網、地域医療問題、議会改革、広報広聴、全員協議会、政策討論会、政策検討会、議会報告意見交換会運営	
28年	28	3	9	議会運営、高速交通網、地域医療問題、議会改革、広報広聴、全員協議会、政策討論会、政策検討会、議会報告意見交換会運営	
29年	26	3	11	議会運営、高速交通網、地域医療問題、議会改革、総合交通対策、公共施設マネジメント、広報広聴、決算、全員協議会、政策討論会、政策検討会	
30年	26	3	8	議会運営、総合交通対策、公共施設マネジメント、広報広聴、決算、全員協議会、政策討論会、政策検討会	

## 2 開会中における議員の活動状況について

区分	市会開会回数 (回)	会期延日数 (日)	審議日数				審議案件数				備考	
			本会議 (日)	常任委員会の平均 (日)	特別委員会等の平均 (日)	議案調査 (日)	議案 (件)	請願 (件)	陳情 (件)	計 (件)		
21年	定例会	4	87	24	11	5	26	153	10	14	177	
	臨時会	3	3	3	2	0	0	14	0	0	14	
22年	定例会	4	94	23	8	5	31	194	3	20	217	
	臨時会	2	3	3	1	0	0	4	0	0	4	
23年	定例会	4	98	23	10	5	32	148	2	20	170	
	臨時会	2	4	3	2	1	0	4	0	0	4	
24年	定例会	4	110	25	12	0	35	146	4	26	176	
	臨時会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25年	定例会	4	104	24	11	3	33	148	5	11	164	
	臨時会	3	5	4	2	1	0	8	0	0	8	
26年	定例会	4	100	22	12	4	29	171	3	14	188	
	臨時会	3	3	3	1	0	0	4	0	0	4	
27年	定例会	4	114	24	10	5	33	147	5	13	165	
	臨時会	3	5	4	2	1	0	9	0	0	9	
28年	定例会	4	113	24	11	4	33	155	2	13	170	
	臨時会	1	1	1	1	0	0	3	0	0	3	
29年	定例会	4	105	24	10	3	31	141	1	11	153	
	臨時会	1	3	2	1	1	0	6	0	0	6	
30年	定例会	4	109	24	8	4	32	114	1	7	122	
	臨時会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

3 議長及び副議長の活動状況について

(日数)

区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	主な活動状況
議長	171	180	186	188	171	180	205	227	187	194	議会、議長会、各種大会・行事
副議長	91	98	107	117	97	109	103	108	108	119	議会、各種大会・行事
委員長	72	105	118	133	112	129	118	139	123	112	議会、各種大会・行事

4 議員の活動日数(会議規則該当分)について(議長及び副議長を除く。)

区分		定例会等の日数 (日)	閉会中の活動状況					年間活動日数 (日)	備考		
			常任委員会 (日)	特別委員会等 (日)	委員会以外の活動日数						
					県内調 (日)	県外調 (日)	陳情 (日)			計 (日)	
21年	延日数	2,520		392			82		82	2,994	
	1人当たり	90.0		14.0			2.9		2.9	106.9	
22年	延日数	2,716		574			118		118	3,408	
	1人当たり	97.0		20.5			4.4		4.4	121.9	
23年	延日数	2,856		616			178		178	3,650	
	1人当たり	102.0		22.0			6.8		6.8	130.8	
24年	延日数	3,080		602			149		149	3,831	
	1人当たり	110.0		21.5			5.7		5.7	137.2	
25年	延日数	3,052		336			109		109	3,497	
	1人当たり	109.0		12.0			3.9		3.9	124.9	
26年	延日数	2,884		406			186		186	3,476	
	1人当たり	103.0		14.5			6.6		6.6	124.1	
27年	延日数	3,213		448			141		141	3,802	
	1人当たり	119.0		16.0			5.2		5.2	140.2	
28年	延日数	2,964		308			121		121	3,393	
	1人当たり	114.0		11.0			4.7		4.7	129.7	
29年	延日数	2,808	8	403			132		132	3,351	
	1人当たり	108.0	0.3	15.5			5.1		5.1	128.9	
30年	延日数	2,834	9	299			146		146	3,288	
	1人当たり	109.0	0.3	11.5			5.6		5.6	126.5	

5 議員の職業別人員について (議員以外に主として従事している職業)

(H29改選後)

職業別	人員 (人)	備考
会社役員	4	
団体役員	0	
政党役員	3	
自家営業	11	うち農業7人
その他の職業	1	
無職	5	
計	24	

## 6 議員の活動状況(会議規則該当分以外)について

議員は、議会に係る活動のほか、議員個人として活動を行っています。

下表は、議員の年間活動状況です。

(平成30年1月1日から平成30年12月31日) (※前回調査は平成28年1月1日から同年12月31日まで)

事 項	回数		内 容
	今回調査	前回調査	
1 議員研修	8	8	東信5市、東北信9市等
2 一部事務組合等	17	11	佐久平環衛組合、浅麓水道組合、市軽井沢町清掃組合等
3 市主催行事	36	25	市各種行事(市民大会、入学・卒業式、竣工式等)
4 会派活動			
①会派会議	30	21	会派での協議
②会派調査	6	3	市内・市外施設・施策調査、研修
5 個人活動			
①研修	24	8	各種講演会・研究会
②調査	35	14	陳情調査、質問等調査
③行事出席	34	18	地区・地域・商店街の祭り、公民館活動、敬老会等
④各種会議	25	17	区長会、市政懇談会、区会議等
⑤行政との協議	23	15	行政所管との協議
合 計	238	140	

(※ 各会派への調査による)



7 常任委員会・特別委員会の開催状況について

日数(日)

	常任委員会			議会運営委員会	特別委員会							
	総務文教	経済建設	社会		総合文化 会館建設	高速交 通網	総合交 通対策	地域医 療問題	公共施設マ ネジメント	議会 改革	広報 広聴	決算
21年	18	17	16	23	5	5	5	-	-	7	-	-
22年	14	11	14	23	15	4	7	-	-	18	-	-
23年	16	16	14	26	-	6	7	-	-	15	10	-
24年	18	15	14	29	-	5	7	-	-	17	9	-
25年	16	17	15	19	-	6	4	-	-	10	11	-
26年	14	20	14	26	-	6	6	-	-	14	15	-
27年	13	13	19	23	-	5	6	-	-	18	15	-
28年	18	13	18	20	-	5	3	-	-	17	14	4
29年	11	12	15	20	-	1	2	5	5	3	14	5
30年	12	9	11	18	-	-	-	5	10	-	15	4

※日数は視察研修および委員会協議会を含む。

8 県内各市の議員報酬・政務活動費の状況

(R1年7月12日現在(人口は7.1現在))

市名	人口		議員定数 人	報酬月額						政務活動費	
	順位	人口		順位	円	順位	円	順位	円	順位	円
長野市	1	370,444	39	1	732,000※	1	654,000※	1	600,000※	1	1,020,000
松本市	2	240,394	31	2	617,000	2	554,000	2	497,000	2	250,000
上田市	3	154,388	30	3	542,000	3	475,000	3	425,000	3	240,000
佐久市	4	98,566	26	8	461,000	10	383,000	10	349,000	4	180,000
飯田市	5	98,334	23	4	499,000	4	436,000	4	407,000	7	140,000
安曇野市	6	94,456	22	9	459,000	11	383,000	7	360,000	8	120,000
伊那市	7	66,722	21	7	464,000	7	388,000	6	365,000	8	120,000
塩尻市	8	66,709	18	5	488,000	5	425,000	5	402,000	-	平成27年に 制度廃止
千曲市	9	59,262	20	12	445,000	12	370,000	12	345,000	8	120,000
茅野市	10	55,552	18	13	435,000	13	364,000	14	332,000	8	120,000
須坂市	11	49,800	20	10	456,000	9	387,000	8	355,000	5	150,000
諏訪市	12	48,829	15	11	456,000	8	388,000	10	349,000	8	120,000
岡谷市	13	48,372	18	6	465,000	6	396,000	9	353,000	15	108,000
中野市	14	42,459	20	17	376,500	17	318,700	17	296,300	16	96,000
小諸市	15	41,568	19	14	427,000	14	354,000	13	333,000	6	144,000
駒ヶ根市	16	32,172	15	15	404,000	15	338,000	15	313,000	-	制度なし
東御市	17	29,425	17	16	396,000	16	331,000	16	304,000※	8	120,000
大町市	18	26,452	16	18	374,000	18	313,000	18	296,000	17	40,000
飯山市	19	19,869	16	19	328,000	19	281,000	19	263,000	8	120,000

長野県	2,051,741	57	996,000	870,000	813,000	3,480,000
-----	-----------	----	---------	---------	---------	-----------

【出典:定数・報酬・政務活動費 第99回長野県市議会事務局協議会局長会 資料、その他 長野県ホームページ】

※長野市の議長、副議長、議員報酬は令和2年1月1日からの適用

## 9-1 人口類似市の議員報酬の状況について

(人口9.5~10.5万人台、  
議員報酬 降順)  
(平成30年12月31日現在)

都道府県	市区名	人口 (人)	議員 定数 (人)	報酬月額(円)		
				議長	副議長	議員
大阪府	池田市	103,655	22	700,000	640,000	600,000
兵庫県	芦屋市	96,021	21	737,000	653,000	591,000
大阪府	泉佐野市	100,702	18	558,000	522,000	495,000
岡山県	津山市	101,467	28	555,000	515,000	465,000
福岡県	大野城市	100,865	20	568,000	507,000	462,000
福岡県	糸島市	100,527	20	537,000	483,000	452,000
福岡県	筑紫野市	103,860	22	540,000	480,000	450,000
山形県	酒田市	102,789	28	535,000	480,000	450,000
愛知県	江南市	100,639	22	532,000	485,000	450,000
福岡県	宗像市	97,299	20	533,000	474,000	441,000
神奈川県	伊勢原市	100,777	21	544,000	469,000	435,000
栃木県	鹿沼市	97,759	24	530,000	445,000	420,000
岐阜県	可児市	102,143	22	480,000	425,000	400,000
沖縄県	宜野湾市	98,689	26	479,000	426,000	400,000
長崎県	大村市	96,329	25	493,000	419,000	400,000
新潟県	新発田市	97,997	27	498,000	428,000	396,000
埼玉県	坂戸市	101,214	20	471,000	413,000	390,000
茨城県	神栖市	95,401	23	460,000	410,000	390,000
北海道	千歳市	97,021	23	460,000	420,000	385,000
新潟県	三条市	98,190	22	474,000	412,000	381,000
鹿児島県	鹿屋市	103,665	28	450,000	396,000	370,000
千葉県	印西市	101,299	22	460,000	390,000	370,000
静岡県	島田市	98,757	20	435,000	390,000	370,000
鹿児島県	薩摩川内市	95,485	26	458,000	396,000	370,000
岩手県	花巻市	95,983	26	431,000	369,000	339,000
長野県	佐久市	99,219	26	461,000	383,000	349,000

佐久市を除く25市の平均値

議員報酬については26市中25位

99,858	23	530,190	471,524	439,190
--------	----	---------	---------	---------

※議員定数:平成31年4月から、新潟県新発田市は25名、神奈川県伊勢原市は20名

## 9-2 人口類似市の議員報酬の状況について

(人口9万人台、  
議員報酬 降順)  
(平成30年12月31日現在)

都道府県	市区名	人口 (人)	議員 定数 (人)	報酬月額(円)		
				議長	副議長	議員
兵庫県	芦屋市	96,021	21	737,000	653,000	591,000
兵庫県	高砂市	91,159	19	629,000	575,000	522,000
愛知県	大府市	92,356	19	545,000	492,000	458,000
東京都	稲城市	90,585	22	523,000	477,000	445,000
福岡県	宗像市	97,299	20	533,000	474,000	441,000
愛知県	日進市	90,736	20	523,000	464,000	430,000
広島県	三原市	94,347	26	530,000	475,000	428,000
富山県	射水市	93,084	22	515,000	456,000	427,000
三重県	伊賀市	92,179	24	530,000	467,000	423,000
栃木県	鹿沼市	97,759	24	530,000	445,000	420,000
千葉県	四街道市	94,027	22	475,000	427,500	408,500
埼玉県	東松山市	90,290	21	470,000	417,000	402,000
沖縄県	宜野湾市	98,689	26	479,000	426,000	400,000
長崎県	大村市	96,329	25	493,000	419,000	400,000
福井県	坂井市	91,991	26	490,000	420,000	400,000
新潟県	新発田市	97,997	27	498,000	428,000	396,000
埼玉県	八潮市	90,876	21	455,000	415,000	395,000
茨城県	神栖市	95,401	23	460,000	410,000	390,000
北海道	千歳市	97,021	23	460,000	420,000	385,000
秋田県	横手市	90,324	26	456,000	411,000	384,000
新潟県	三条市	98,190	22	474,000	412,000	381,000
静岡県	島田市	98,757	20	435,000	390,000	370,000
鹿児島県	薩摩川内市	95,485	26	458,000	396,000	370,000
岩手県	北上市	92,748	26	457,000	383,000	351,000
滋賀県	甲賀市	90,977	24	450,000	390,000	350,000
岩手県	花巻市	95,983	26	431,000	369,000	339,000
長野県	佐久市	99,219	26	461,000	383,000	349,000

佐久市を除く26市の平均値

議員報酬については27市中26位

94,254	23	501,385	442,750	411,788
--------	----	---------	---------	---------

※新潟県新発田市は平成31年4月から議員定数25名

10-1 人口類似市の政務活動費の状況について

(人口9.5~10.5万人台、  
政務活動費年額 降順)  
(平成30年12月31日現在)

都道府県	市区名	人口 (人)	議員 定数 (人)	報酬 月額(円)	政務活動費(円)	
				議員	月額	年額
兵庫県	芦屋市	96,021	21	591,000	70,000	840,000
岡山県	津山市	101,467	28	465,000	58,000	696,000
大阪府	池田市	103,655	22	600,000	50,000	600,000
大阪府	泉佐野市	100,702	18	495,000	50,000	600,000
福岡県	筑紫野市	103,860	22	450,000	30,000	360,000
千葉県	印西市	101,299	22	370,000	30,000	360,000
福岡県	大野城市	100,865	20	462,000	30,000	360,000
新潟県	三条市	98,190	22	381,000	30,000	360,000
山形県	酒田市	102,789	28	450,000	25,000	300,000
栃木県	鹿沼市	97,759	24	420,000	25,000	300,000
長崎県	大村市	96,329	25	400,000	25,000	300,000
福岡県	宗像市	97,299	20	441,000	22,000	264,000
鹿児島県	鹿屋市	103,665	28	370,000	20,000	240,000
岐阜県	可児市	102,143	22	400,000	20,000	240,000
埼玉県	坂戸市	101,214	20	390,000	20,000	240,000
神奈川県	伊勢原市	100,777	21	435,000	20,000	240,000
福岡県	糸島市	100,527	20	452,000	20,000	240,000
沖縄県	宜野湾市	98,689	26	400,000	20,000	240,000
新潟県	新発田市	97,997	27	396,000	20,000	240,000
岩手県	花巻市	95,983	26	339,000	20,000	240,000
静岡県	島田市	98,757	20	370,000	16,666	200,000
北海道	千歳市	97,021	23	385,000	16,666	200,000
鹿児島県	薩摩川内市	95,485	26	370,000	15,000	180,000
愛知県	江南市	100,639	22	450,000	12,500	150,000
茨城県	神栖市	95,401	23	390,000	—	制度なし
長野県	佐久市	99,219	26	349,000	15,000	180,000

25市中23位

佐久市と制度なしの市を除く24市の平均値

27,743	332,917
--------	---------

※議員定数:平成31年4月から、新潟県新発田市は25名、神奈川県伊勢原市は20名

10-2 人口類似市の政務活動費の状況について

(人口9万人台、  
政務活動費年額 降順)  
(平成30年12月31日現在)

都道府県	市区名	人口 (人)	議員 定数 (人)	報酬月額(円)		
				議員	月額	年額
兵庫県	芦屋市	96,021	21	591,000	70,000	840,000
富山県	射水市	93,084	22	427,000	50,000	600,000
福井県	坂井市	91,991	26	400,000	50,000	600,000
新潟県	三条市	98,190	22	381,000	30,000	360,000
栃木県	鹿沼市	97,759	24	420,000	25,000	300,000
長崎県	大村市	96,329	25	400,000	25,000	300,000
広島県	三原市	94,347	26	428,000	25,000	300,000
兵庫県	高砂市	91,159	19	522,000	25,000	300,000
東京都	稲城市	90,585	22	445,000	25,000	300,000
福岡県	宗像市	97,299	20	441,000	22,000	264,000
沖縄県	宜野湾市	98,689	26	400,000	20,000	240,000
新潟県	新発田市	97,997	27	396,000	20,000	240,000
岩手県	花巻市	95,983	26	339,000	20,000	240,000
千葉県	四街道市	94,027	22	408,500	20,000	240,000
岩手県	北上市	92,748	26	351,000	20,000	240,000
三重県	伊賀市	92,179	24	423,000	20,000	240,000
滋賀県	甲賀市	90,977	24	350,000	20,000	240,000
静岡県	島田市	98,757	20	370,000	16,666	200,000
北海道	千歳市	97,021	23	385,000	16,666	200,000
埼玉県	八潮市	90,876	21	395,000	16,666	200,000
鹿児島県	薩摩川内市	95,485	26	370,000	15,000	180,000
愛知県	大府市	92,356	19	458,000	15,000	180,000
埼玉県	東松山市	90,290	21	402,000	15,000	180,000
愛知県	日進市	90,736	20	430,000	12,500	150,000
秋田県	横手市	90,324	26	384,000	10,000	120,000
茨城県	神栖市	95,401	23	390,000	—	制度なし
長野県	佐久市	99,219	26	349,000	15,000	180,000

26市中24位

佐久市と制度なしの市を除く25市の平均値

24,180	290,160
--------	---------

※新潟県新発田市は平成31年4月から議員定数25名

## 11 政務活動費の使用実績について

### (1) 平成25年度～平成30年度 実績

年度	会派数	交付総額(円)	政務活動費対象経費の総額(円)
25	7 (28人)	3,360,000	4,096,514
26	8 (28人)	3,360,000	4,652,410
27	6 (27人)	3,231,713	4,519,104
28	6 (26人)	3,120,000	4,998,800
29	5 (26人)	3,120,000	4,871,395
30	6 (26人)	4,480,839	5,299,967

※平成30年度から年額12万円⇒年額18万円へ

### (2) 政務活動費対象経費の内容

- ・調査研究費 先進地視察調査費
- ・研修費 研修会参加費、交通費、宿泊費
- ・広報費 会報誌印刷・配布費、ホームページ維持管理費
- ・広聴費 アンケート調査費、会派報告会の会場費
- ・要請陳情活動費 交通費
- ・会議費 会場費
- ・資料作成費 開示請求コピー代、議会質問配布資料代、資料印刷代、  
事務用品購入費
- ・資料購入費 参考図書費、新聞購読料

## 12 議長・副議長・議員報酬・政務活動費の改定年について

	議長報酬 (月額/円)	適用日	副議長報酬 (月額/円)	適用日	議員報酬 (月額/円)	適用日	政務活動費 (1人/年額)	適用日
長野市	732,000	R2.1.1	654,000	R2.1.1	606,000	R2.1.1	1,020,000	H21.4.1
松本市	617,000	H27.4.1	554,000	H27.4.1	497,000	H27.4.1	250,000	H13.4.1
上田市	542,000	H30.4.1	475,000	H30.4.1	443,000	H30.4.1	240,000	H18.3.6
佐久市	461,000	H10.4.1	383,000	H10.4.1	349,000	H10.4.1	180,000	H30.4.1
飯田市	499,000	H11.4.1	436,000	H11.4.1	407,000	H11.4.1	140,000	H13.4.1
安曇野市	459,000	H17.10.1	383,000	H17.10.1	360,000	H17.10.1	120,000	H30.4.1
伊那市	464,000	H28.4.1	388,000	H28.4.1	365,000	H28.4.1	120,000	H18.4.1
塩尻市	488,000	H27.4.1	425,000	H27.4.1	402,000	H27.4.1	制度なし	
千曲市	445,000	H26.7.1	370,000	H26.7.1	345,000	H26.7.1	120,000	H15.9.1
茅野市	435,000	H10.4.1	364,000	H10.4.1	332,000	H10.4.1	120,000	H13.4.1
須坂市	456,000	H10.4.1	387,000	H10.4.1	355,000	H10.4.1	150,000	H13.4.1
諏訪市	456,000	H9.4.1	388,000	H9.4.1	349,000	H9.4.1	120,000	H13.7.1
岡谷市	465,000	H16.4.1	396,000	H16.4.1	353,000	H16.4.1	108,000	H18.4.1
中野市	376,500	H27.4.1	318,700	H27.4.1	296,300	H27.4.1	96,000	H13.4.1
小諸市	427,000	H10.4.1	354,000	H10.4.1	333,000	H10.4.1	144,000	H27.4.1
駒ヶ根市	404,000	H21.12.1	338,000	H21.12.1	313,000	H21.12.1	制度なし	
東御市	396,000	H28.11.21	331,000	H28.11.21	304,000	H28.11.21	120,000	H20.4.1
大町市	374,000	H20.9.24	313,000	H20.9.24	296,000	H20.9.24	40,000	H7.5.10
飯山市	328,000	H19.4.1	281,000	H19.4.1	263,000	H19.4.1	120,000	H23.4.1



県下19市議長報酬の経過

(単位:円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
長野市	724,000										R2.1.1~ 732,000
松本市	634,000						617,000				
上田市	521,000									H30.4.1~ 542,000	
飯田市	499,000	499,000 △各期末 手当支給 時に4.2万 円減額	499,000 △各期末 手当支給 時に9万円 減額								H31.4.1~ 499,000 減額措置 を終了
佐久市	461,000	(振替)									
安曇野市	459,000										
伊那市	459,000							464,000			
塩尻市	452,000						488,000				
千曲市	404,000					445,000					
茅野市	435,000										
岡谷市	465,000				H25.7~ 26.3 418,500	465,000	4月のみ 455,700 5月~ 465,000	465,000			
須坂市	456,000										
諏訪市	456,000										
中野市	385,000 12月~ 384,200	384,200					376,500				
小諸市	427,000										
駒ヶ根市	404,000				H25.7~ 26.3 375,720	404,000					
東御市	356,000							396,000			
大町市	374,000										
飯山市	328,000										

県下19市副議長報酬の経過

(単位:円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
長野市	647,000										R2.1.1~ 654,000
松本市	568,000						554,000				
上田市	456,000									H30.4.1~ 475,000	
飯田市	436,000	436,000 △各期末 手当支給 時に3.6万 円減額	436,000 △各期末 手当支給 時に7.8万 円減額								H31.4.1~ 436,000 減額措置 を終了
佐久市	383,000	(据置)									
安曇野市	383,000										
伊那市	383,000							388,000			
塩尻市	377,000						425,000				
千曲市	336,000					370,000					
茅野市	364,000										
岡谷市	396,000				25.7~ 26.3 364,320	396,000	4月のみ 388,080 5月~ 396,000	396,000			
須坂市	387,000										
諏訪市	388,000										
中野市	326,000 12月~ 325,300	325,300					318,700				
小諸市	354,000										
駒ヶ根市	338,000				H25.7~ 26.3 321,100	338,000					
東御市	298,000							331,000			
大町市	313,000										
飯山市	281,000										

県下19市議員報酬の経過

(単位:円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
長野市	600,000										R2.1.1~ 606,000
松本市	510,000						497,000				
上田市	425,000									H30.4.1~ 443,000	
佐久市	349,000	(措置)									
飯田市	407,000	407,000 △各期末手 当支給時に 3万円減額	407,000 △各期末手 当支給時に 7.2万円減 額								H31.4.1~ 407,000 減額措 置を終 了
安曇野市	360,000										
伊那市	360,000							365,000			
塩尻市	354,000						402,000				
千曲市	313,000					345,000					
茅野市	332,000										
須坂市	355,000										
諏訪市	349,000										
岡谷市	353,000				H25.7~ 26.3 335,350	353,000	4月のみ 345,940 5月~ 353,000	353,000			
中野市	303,000 12月~ 302,400	302,400					296,300				
小諸市	333,000										
駒ヶ根市	313,000				H25.7~ 26.3 303,610	313,000					
東御市	273,000 委員長 282,000							304,000 委員長 314,000			
大町市	296,000										
飯山市	263,000										

県下19市政務活動費の経過

(単位:円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
長野市	1,020,000										→
松本市	250,000										→
上田市	240,000										→
佐久市	40,000	120,000								H30.4.1 ~ 180,000	→
飯田市	140,000										→
安曇野市	90,000									H30.4.1 ~ 120,000	→
伊那市	120,000										→
塩尻市	90,000						廃止				
千曲市	120,000										→
茅野市	120,000										→
須坂市	150,000										→
諏訪市	120,000										→
岡谷市	108,000										→
中野市	96,000										→
小諸市	108,000						144,000				→
駒ヶ根市	制度なし										
東御市	120,000										→
大町市	40,000										→
飯山市	84,000	→	120,000								→

### 13 報酬審議会の開催状況について

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
長野市	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
松本市	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×
上田市	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
佐久市	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○
飯田市	○	○	×	○	×	○	○	○	×	○	×
安曇野市	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○
伊那市	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○
塩尻市	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×
千曲市	○	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×
茅野市	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×
須坂市	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○
諏訪市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
岡谷市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
中野市	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
小諸市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
駒ヶ根市	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	未定
東御市	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×
大町市	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×
飯山市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

14 平成30年度決算歳出目的別議会費割合(県下19市)

(単位:千円)

	議員 定数	事務局 職員数	議会費	歳出合計	割合	備 考
長野市	39	17	717,250	143,639,532	0.5%	職員のうち、1名は臨時職員
松本市	31	11	453,237	87,443,591	0.5%	
上田市	30	8	374,461	66,329,815	0.6%	
佐久市	26	7	279,521	44,907,618	0.6%	職員のうち、1名は臨時職員
飯田市	23	7	271,181	46,119,109	0.6%	職員のうち、1名は兼務、1名は臨時職員
安曇野市	22	6	241,959	39,789,320	0.6%	
伊那市	21	6	204,670	32,500,737	0.6%	職員のうち、1名は兼務、1名は臨時職員
塩尻市	18	5	203,127	26,758,194	0.7%	職員のうち、1名は臨時職員
千曲市	20	6	228,819	28,187,719	0.8%	
茅野市	18	5	174,347	24,290,640	0.7%	職員のうち、1名は臨時職員
須坂市	20	6	218,492	21,134,931	1.0%	職員のうち、1名は兼務
諏訪市	15	5	164,840	19,268,347	0.9%	
岡谷市	18	5	177,956	18,382,991	0.9%	
中野市	20	5	180,885	19,992,567	0.9%	
小諸市	19	5	188,033	16,809,606	1.1%	定例会中のみ臨時職員1名追加
駒ヶ根市	15	5	129,012	14,658,787	0.9%	職員のうち、1名は臨時職員
東御市	17	5	152,344	15,033,664	1.0%	職員のうち、1名は臨時職員
大町市	16	5	151,114	16,441,500	0.9%	
飯山市	16	4	122,512	14,038,672	0.8%	職員のうち、1名は兼務

※上記は9月19日現在で各市より情報提供を受けた内容で、議会費の状況については、  
情報提供日現在、9月議会において決算認定議案として審議中の市もあるため、あくまでも参考数値となります。

## 15 3市の議員年収及び支給総額

(単位:円)

		飯田市	安曇野市	佐久市
議員定数		23	22	26
議長	報酬月額	499,000	459,000	461,000
	報酬年額	5,988,000	5,508,000	5,532,000
	期末手当	2,423,892	2,152,710	2,162,090
	年収計	8,411,892	7,660,710	7,694,090
副議長	報酬月額	436,000	383,000	383,000
	報酬年額	5,232,000	4,596,000	4,596,000
	期末手当	2,117,870	1,796,270	1,796,270
	年収計	7,349,870	6,392,270	6,392,270
議員	報酬月額	407,000	360,000	349,000
	報酬年額	4,884,000	4,320,000	4,188,000
	期末手当	1,977,003	1,688,400	1,636,810
	年収計	6,861,003	6,008,400	5,824,810
報酬支給総額		159,842,815	134,220,980	153,881,800
政務活動費		140,000	120,000	180,000
支給総額		163,062,815	136,860,980	158,561,800

※報酬支給総額は、各市議員報酬、議員定数及び直近の支給月数から算出

## 16 早稲田大学マニフェスト研究所議会改革度調査

	2016(平成28)年度		2017(平成29)年度		2018(平成30)年度	
	全国順位	県内順位	全国順位	県内順位	全国順位	県内順位
長野市	153	8	130	7	140	8
松本市	81	5	78	4	134	7
上田市	-	-	-	-	-	-
佐久市	174	10	108	6	196	14
飯田市	33	1	40	1	40	2
安曇野市	-	-	-	-	-	-
伊那市	38	2	57	2	39	1
塩尻市	297	14	132	8	142	9
千曲市	-	-	-	-	-	-
茅野市	-	-	-	-	-	-
須坂市	-	-	-	-	-	-
諏訪市	-	-	-	-	179	12
岡谷市	-	-	-	-	-	-
中野市	-	-	-	-	-	-
小諸市	-	-	247	15	153	10
駒ヶ根市	209	12	215	13	188	13
東御市	-	-	-	-	-	-
大町市	158	9	210	12	250	17
飯山市	-	-	-	-	-	-
長野県	146	7	250	16	245	16

### 【議会改革度ランキングについて】

- ・総合順位は「情報共有」「住民参加」「機能強化」の3つのカテゴリの点数を掛け合わせてランキング化。
- ・調査回答議会は全地方議会の約8割にあたる約1500議会。
- ・全地方議会とは、都道府県議会・市区町村議会。
- ・順位記載がない議会は、全国上位300議会のランク外もしくは、調査に未回答の議会。

### 【佐久市の2013(平成25)年度以前の順位】

- ・2010(平成22)年度 全国順位236位 県内順位については情報提供なし
- ・2011(平成23)年度 全国順位309位 県内10位
- ・2012(平成24)年度 全国順位658位 県内25位
- ・2013(平成25)年度 全国順位774位 県内28位
- ・2014(平成26)年度 全国順位177位 県内8位
- ・2015(平成27)年度 全国順位198位 県内11位